

平成 27 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 27(2015)年 6 月
広島都市学園大学

1

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	10
基準1 使命・目的等	10
基準2 学修と教授	19
基準3 経営・管理と財務	63
基準4 自己点検・評価	77
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評	84
基準A 地域社会との連携及び地域社会への貢献	84
IV. エビデンス集一覧	89
エビデンス集（データ編）一覧	89
エビデンス集（資料編）一覧	90

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 広島都市学園大学の建学の精神

広島都市学園大学建学の精神

「心技一体」

広島都市学園大学は、学校法人古沢学園の一員として、本学園の建学の精神である「心技一体」の精神のもと、平成 21(2009)年 4 月に開学した。

本学の設置母体である古沢学園は、昭和 53(1978)年 4 月に設置者古澤敏昭によって広島市中区中島町において広島経営学院が開設されたことに始まる。昭和 62(1987)年 4 月には、学校法人古沢学園が創立され、その後、自動車工学、社会福祉、介護福祉、製菓などの分野の専門学校経営を通じて、社会に求められる即戦力となる人材を輩出してきた。

さらに、平成 21(2009)年には、医療従事者の人材不足の問題や高齢化社会の要請に応えるべく、新たに広島都市学園大学健康科学部看護学科が創立され、平成 25(2013)年には、リハビリテーション学科が増設されるなど、高等教育の充実が一層図られ、人材育成による社会貢献を果たしてきている。

本学園では、広島経営学院設立時より「心技一体」を建学の精神とし、知識及び技術・技能を習得し、精神的にも豊かで、健全なる身体を備えた若者の育成に努めてきた。心・技・体が一体となって三位渾然とした、幅広い知識と能力を身につけ、知識および技能を礎とし、博愛精神やヒューマニズムに満ちた慈愛をもち、共に協力して創造していく喜びと感動を追究し、飛躍につながるたゆまぬ探究をする人材を育成していくことが、創立当初よりの変わらぬ目標である。本学も古沢学園の一員として、「心技一体」を建学の精神とし、全ての人に豊かな人生を送って欲しいと願い、生命の誕生から幼年期、少年期、青年期、壮年期を経て終末期（死を迎える）に至る人生の各過程において、博愛精神に満ち慈愛を持って人に関わっていくことのできる人材の育成に尽力している。

2. 広島都市学園大学の教育理念

広島都市学園大学の教育理念

「調和・啓発・創造」

本学の設置母体である古沢学園の教育理念は、「調和・啓発・創造」である。知識基盤社会において、日本国内はもとより国際的にも活躍していく人間は、個々の能力・人格を認め合う精神的調和のとれた人間でなくてはならない。そして精神的調和のとれた人間は、その能力・人格を自己啓発および相互啓発によりさらに高められ、「今日は昨日よりも、明日は今日よりも勝る」という確信をもとに成長を続け、先見性・創造性・独創性を備え判断力の優れた人間形成を成し遂げていくのである。古沢学園は、「調和・啓発・創造」を理念として掲げ、「心技一体」の建学の精神を一貫して教育してきた。

本学も古沢学園の一員として、これを継承し、開学当初から「調和・啓発・創造」を広島都市学園大学の教育理念としている。この教育理念に則り、教養と専門的な知識を研鑽することで自らの精神を整え、専門的な知識を基盤とした他者との交流や国際交流などをおして、お互いの能力や人格を認め合い、さらに、自らの能力や人間性を深めるために自己啓発、相互啓発により自立し、自己変革を遂げてゆくために、他者と協働し、創造していく人材の育成を目指している。広島都市学園大学は、今後もこの教育理念を堅持し実践していく。

3. 広島都市学園大学の使命・目的

広島都市学園大学の目的

本学は、「心技一体」という建学の精神を継承し、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的、及び応用的能力を培うことにより、人を愛する豊かな心と優れた技術を統合できる有能な人材を育成し、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

本学の目的は、設置母体である古沢学園の建学の精神及び教育理念を基盤とし、「本学は、「心技一体」という建学の精神を継承し、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的、及び応用的能力を培うことにより、人を愛する豊かな心と優れた技術を統合できる有能な人材を育成し、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。」（「広島都市学園大学学則」第1条）と定めている。

また、本学において養成を目指す人材像及び教育目標は以下の通りである。

<養成を目指す人材像>

- (1) 平和な心と豊かな人間性を持った人材
- (2) 実践能力に優れた人材
- (3) 時代の変化に合わせて地域社会・国際社会に貢献できる人材

<教育目標>

- (1) 慈愛ある社会人として、自律した幸せな人生を創出できる能力を培う。
- (2) 人間を広い領域から捉え人を愛する心と専門技術を統合できる能力を培う。
- (3) 未来の担い手として、専門知識と生命の尊厳や人間尊重を基本とする実践ができる能力を培う。
- (4) 将来専門職業人として、新たな価値を創造できる能力を培う。
- (5) 地域社会・国際社会と協働し、人々の健康生活のニーズや社会的ニーズに対応できる能力を培う。

研究目標としては、本学の目的に則り、「地域・日本社会だけでなく国際社会にも貢献する、保健・医療・福祉分野における研究を促進していくこと」を掲げている。国際的に研究をリードする研究者を揃えるため、またそのような研究者を育てていくために、研究環境の整備に努めるとともに、将来は大学院の設置も視野に入れている。

4. 広島都市学園大学の個性・特色

広島都市学園大学の個性・特色

「開かれた大学づくり」

「医療・福祉・教育分野での地域社会への貢献」

本学は平成 21 年 4 月に広島県広島市南区宇品西五丁目に健康科学部看護学科を有する大学として開学した。宇品キャンパスがある宇品地区は、人口約 117 万人の広島市(政令指定都市)の中心に位置し、宇品港を中心とした古くからの港町に加えて、埋立地を中心にここ数年間で大型商業施設、ホテル、高層マンションなどが急増し、目覚ましく発展している地域である。

本学は、この好立地環境を活かした“開かれた大学づくり”により、少子高齢社会における「医療」「福祉」「教育」の“知の拠点”として地域社会の発展に貢献していくことを目指している。また“開かれた大学”として地域に根付いていく中で、学生が学内での学習だけでなく地域住民との豊かな人間関係の形成をはかることを促すことにより、本学の目指している豊かな心と幅広い知識・技能を身に付けた実践的人材の育成とともに地域の更なる活性化に貢献できると考えている。

健康科学部看護学科では、開かれた大学づくりの取り組みとして、開学当初より、地域住民対象の健康セミナーの開催や宇品公民館主催の公開講座への教員の出講等を通じて地域住民の健康づくりに寄与してきている。また、学生による地域看護学実習の一環として、平成 25 年度から宇品地区の民生委員や老人クラブの協力のもとに、高齢者の健康調査やその結果に基づく健康教育を担当教員の指導のもとに実施するなど、地域とのかかわりを活用した実践的教育に取り組んでいる。

一方、大学全体としては、平成 24(2012)年度から、宇品地区町内会と連携して、宇品地区の新旧住民の交流を深め、宇品地区の魅力をアピールすることを目的としたイベント「宇品かがやきフェスティバル」を年 1 回開催している。このように、本学は地域とのコミュニティの輪を広げ、地域の住民との絆を深めながら、地域に根ざした大学づくりを行っている。

さらに、平成 26(2014)年度に開設した子ども教育学部子ども教育学科では、附属施設として「こどもケアセンター」を設置、運営している。「こどもケアセンター」では、現場経験の豊かな教員が中心になって、子育て親子の交流、子育ての学習や気軽な相談活動など、宇品地区とのネットワークを作り、大学のもつ専門性を地域に開放し、地域貢献活動を進めている。また、「こどもケアセンター」は、今後継続的に、「こどもケア」の研究拠点として、時代とともに変化する社会の新たなニーズに応じた「ケア」について探究し、その研究成果を人材養成並びに地域に還元していく役割を担うことを目指している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 53(1978)年 4 月に設置者古澤敏昭によって広島市中区中島町において広島経営学院が開設され、その翌年 4 月に広島経営学院専門学校が設置された。昭和 62(1987)年 4 月には、学校法人古沢学園が創立され、その後、自動車工学、社会福祉、介護福祉、製菓などの分野の専門学校経営を通じて、社会に求められる即戦力となる人材を輩出してきた。

さらに、平成 21(2009)年には、医療従事者の人材不足の問題や高齢化社会の要請に応えるべく、新たに広島都市学園大学健康科学部看護学科が創立され、平成 25(2013)年には、リハビリテーション学科が増設されるなど、高等教育の充実が一層図られ、人材育成による社会貢献を果たしてきている。

本学園では、広島経営学院設立時より「心技一体」を建学の精神とし、知識及び技術・技能を習得し、精神的にも豊かで、健全なる身体を備えた若者の育成に努めてきた。心・技・体が一体となって三位渾然とした、幅広い知識と能力を身につけ、博愛精神や人間愛に満ちた慈愛をもち、共に協力して創造していく喜びと感動を求めて、たゆまぬ努力を惜しまない人材を輩出していくことが、創立当初よりの変わらぬ目標である。

本学園の教育理念は、「調和・啓発・創造」に集約される。知識基盤社会において、日本国内はもとより国際的にも活躍していく人間は、個々の能力・人格を認め合う精神的調和のとれた人間でなくてはならない。そして精神的調和のとれた人間は、その能力・人格を自己啓発および相互啓発によりさらに高められ、「今日は昨日よりも、明日は今日よりも勝る」という確信をもとに成長を続け、先見性・創造性・独創性を備え判断力の優れた人間形成を成し遂げていくのである。古沢学園は、「調和・啓発・創造」を理念として掲げ、「心技一体」の建学の精神を一貫して教育してきている。

現在、本学園は、平成 21(2009)年に開学した広島都市学園大学健康科学部看護学科（学年定員 100 名、総定員 400 名）、平成 25(2013)年 4 月に開設した同学部リハビリテーション学科（入学定員 理学療法学専攻 60 名・作業療法学専攻 40 名、総定員 400 名）、及び平成 26(2014)年 4 月に開設した子ども教育学部子ども教育学科（入学定員 80 名、総定員 320 名）を中心に、多方面の産業分野からのニーズに応えるため、商業、工業、文化教養、教育・社会福祉、衛生、医療など多岐にわたり、6 校の専門学校を運営している。

本学の主たる沿革は、以下の通りである。

広島都市学園大学

- 昭和62年 ・学校法人として認可される
- 昭和63年 ・広島工学院専門学校1号館完成
- 平成元年 ・広島工学院専門学校開校
・広島工学院専門学校(自動車工学科)が運輸大臣指定校となる
- 平成2年 ・広島工学院専門学校1号館増築
・広島工学院専門学校(建築工学科)が二級・木造建築士受験資格認定校〔実務経験1年〕となる
- 平成3年 ・広島経営学院専門学校が労働大臣指定教育訓練校となる
・広島経営学院専門学校2号館完成
- 平成4年 ・広島工学院専門学校2号館完成
・広島経営学院専門学校が実務教育出版と提携する
・広島経営学院専門学校が通産省情報化人材育成連携機関委託校となる
- 平成5年 ・広島工学院専門学校(電気・電子工学科)が郵政大臣認定校
工事担当者アナログ・デジタル総合種〔基礎免除〕となる
- 平成6年 ・広島健康福祉技術専門学校校舎完成
- 平成7年 ・広島健康福祉技術専門学校開校
・広島健康福祉技術専門学校(介護福祉科)が厚生大臣指定介護福祉士養成施設〔国家試験免除〕となる
・広島経営学院専門学校が4年課程を新設する
・産能大学・産能短期大学併修校となる
・広島経営情報ビジネス専門学校校舎完成
・広島工学院専門学校西風新都校校舎完成
- 平成8年 ・広島工学院専門学校(建築工学科)が二級・木造建築士受験資格認定校〔実務経験0年〕1級建築施工管理技士受験資格認定校〔実務経験5年〕2級建築施工管理技士受験資格認定校〔実務経験2年〕となる
・広島経営情報ビジネス専門学校開校
・広島工学院専門学校西風新都校開校
・広島工学院専門学校西風新都校(電気・電子工学科)が郵政大臣認定校工事担当者アナログ・デジタル総合種養成施設〔実技経験免除〕となる
・広島工学院専門学校西風新都校(自動車整備工学科)が運輸大臣指定校2級ガソリン・ジーゼル自動車整備士養成施設〔実技試験免除〕となる
・広島工学院専門学校(電気・電子工学科)が通産省指定校第2種電気工事士養成施設〔学科・実技とも免除〕となる
- 平成9年 ・広島工学院専門学校(建築工学科)が建設省認定一級建築士受験資格認定校〔実務経験4年〕となる
・広島工学院専門学校西風新都校(土木測量工学科)が建設省認定1級・2級土木施工管理技士受験資格認定校となる
- 平成10年 ・広島工学院専門学校(電気・電子工学科)が建設省認定1級電気施工管理技士受験資格認定校〔実務経験5年〕2級電気施工管理技士受験資格認定校〔実務経験2年〕となる
・広島工学院専門学校西風新都校(土木測量工学科)が通産省指定火薬類取扱保安責任者試験〔火薬学免除〕建設省認定1級2級造園施工管理技士受験資格認定校となる

広島都市学園大学

- 平成10年
- ・広島工学院専門学校(電気・電子工学科)が建設省認定1級電気施工管理技士受験資格認定校〔実務経験5年〕2級電気施工管理技士受験資格認定校〔実務経験2年〕となる
 - ・広島工学院専門学校西風新都校(土木測量工学科)が通産省指定火薬類取扱保安責任者試験〔火薬学免除〕建設省認定1級2級造園施工管理技士受験資格認定校となる
- 平成11年
- ・広島工学院専門学校と広島工学院専門学校西風新都校を合併し、校名を「広島工学院専門学校」とする
なお、自動車整備土工学科は新たに校名を「広島自動車整備専門学校」に変更する
 - ・広島医療保健専門学校校舎完成
 - ・広島製菓専門学校校舎完成
- 平成12年
- ・広島製菓専門学校と広島医療保健専門学校が開校
 - ・広島製菓専門学校が厚生労働大臣指定製菓衛生師養成施設となる
 - ・広島医療保健専門学校(理学療法学科・作業療法学科)が厚生労働大臣指定理学療法士、作業療法士養成施設となる
- 平成14年
- ・広島経営学院専門学校 総合デザイン科を新設する
 - ・広島医療保健専門学校(精神保健福祉学科)が厚生労働大臣指定精神保健福祉士養成施設となる
- 平成15年
- ・広島自動車整備専門学校(一級自動車整備学科)が国土交通省指定校1級小型整備自動車整備士養成施設〔実技試験免除〕となる
- 平成21年
- ・広島都市学園大学(健康科学部 看護学科)開学
- 平成24年
- ・広島都市学園大学の収容定員の増加に係わる学則変更が認可される(収容定員400名より800名へ変更<平成25年4月より>)
- 平成25年
- ・広島都市学園大学(健康科学部 リハビリテーション学科)開設
 - ・広島都市学園大学(子ども教育学部 子ども教育学科)設置認可
- 平成26年
- ・広島都市学園大学(子ども教育学部 子ども教育学科)開設
 - ・こどもケアセンター開設

2. 本学の現況

- ・ 大学名 広島都市学園大学

- ・ 所在地 健康科学部 看護学科
 〈宇品キャンパス〉 広島市南区宇品西5丁目13番18号

- 健康科学部 リハビリテーション学科
 理学療法学専攻
 作業療法学専攻
 〈西風新都キャンパス〉 広島市安佐南区大塚東3丁目2番1号

- 子ども教育学部 子ども教育学科
 〈宇品キャンパス〉 広島市南区宇品西5丁目13番18号

・ 学生数

学部	学科	入学定員	収容定員	在籍者数					
					1年	2年	3年	4年	合計
健康科学部	看護学科	100	400	男	17	22	25	31	95
				女	95	92	85	94	366
				合計	112	114	110	125	461
	リハビリテーション学科	100	400	男	69	69	62	—	200
				女	48	44	37	—	129
				合計	117	113	99	0	329
子ども教育学部	子ども教育学科	80	320	男	18	9	—	—	27
				女	12	7	—	—	19
				合計	30	16	0	0	46

・ 教員数

学部	学科		専任教員					合計
			教授	准教授	講師	助教	助手	
健康科学部	看護学科	男	3	0	1	1	0	5
		女	10	4	4	2	6	26
	リハビリテーション学科	男	5	4	5	0	0	14
		女	1	1	2	0	0	4
子ども教育学部	子ども教育学科	男	3	3	0	0	0	6
		女	4	3	4	0	0	11

広島都市学園大学

・職員数

	正職員	パート	派遣	合計
男	11	1	0	12
女	9	5	1	15
合計	20	6	1	27

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①意味・内容の具体性と明確性について

本学の使命・目的については、「広島都市学園大学学則」第 1 条に「本学は「心技一体」という建学の精神を継承し、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的、及び応用的能力を培うことにより、人を愛する豊かな心と優れた技術を統合できる有能な人材を育成し、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする」と定めている。

学部等の教育目的については、「広島都市学園大学学則」第 5 条に規定されている。健康科学部の教育目的として「健康科学部は、本学の建学の精神「心技一体」を踏まえ、「心」としての理論と「技能・技術」としての実践を統合化できる人間性豊かな人材を育成することを目指し、保健・医療・福祉の専門職者として、幅広い教養と豊かな人間性を身につけ、他職種との連携・協働によりヒューマンケアを実践できる人材を養成することを教育目標としている。」と定めている。

更に、学科毎に「看護学科は、看護職者として、人間を幅広い領域から捉え人を愛する心と専門技術を統合し実践できる能力を持ち、高度な看護知識・技術を応用し新たな価値を創造する能力を備えるとともに、他職種と協働してチーム医療を実践し、人々の健康生活のニーズや社会的ニーズに対応し得る人物的にもすぐれた人材を養成することを目的とする。」と明記している。

また、リハビリテーション学科については、「リハビリテーション学科は、医療職者としての優れた人格と、リハビリテーション専門職者としてのキャリアを全うし得る深い知的・技術的素養を培い、小児から高齢者に至る幅広い年齢層の身体的・社会的に多様な課題を抱えた対象者に、他職種と協働してチーム医療を実践し、先進的リハビリテーションから在宅医療まで適切に実践できる包括的能力を備えた人材を養成する。」と明記している。

平成 26 (2014) 年度、新たに開設した子ども教育学部については同条第 3 項に規定されている。子ども教育学部の教育目標は、「子ども教育学部は、本学の建学の精神「心技一体」を踏まえ、「心」としての理論と「技能・技術」としての実践を統合化できる人間性豊かな人材を育成することを目指し、専門分野の知識・技能とともに、それに関連する分野について幅広く学び、豊かな人間性を基礎に、社会の問題に実践的に対応でき

る人材を養成することを教育目標とする。」と明記している。

なお、子ども教育学部に設置した子ども教育学科については、「子ども教育学科は、博愛精神やヒューマニズムに満ちた慈愛を持ち、特別な支援に関する正確な知識とケアの精神を持った人材を、質の高い子ども教育の担い手として育成するため、教育・研究することである。また、次世代を担える人材を育てることによって社会貢献に努めることを目的とする。」と明記している。(資料編【資料 1-1-1】平成 27 年度学生便覧, 学則 pp.11-12)

②簡潔な文章化について

上述の通り、本学の使命・目的及び教育目的については、学部学科毎に「広島都市学園大学学則」に簡潔な文章で明確かつ具体的に示している。

◇エビデンス集 (資料編)

【資料 1-1-1】 平成 27 年度学生便覧 学則 (pp.11-12)

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

特になし。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①個性・特色の明示について

本学の使命・目的については、上記「1-1 使命・目的及び教育目的の明確性」の項において説明した学則に記載しているように、「本学は「心技一体」という建学の精神を継承し、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的、及び応用的能力を培うことにより、人を愛する豊かな心と優れた技術を統合できる有能な人材を育成し、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする」と定めている。（資料編【資料 1-2-1】平成 27 年度学生便覧，学則 pp.11-12）

即ち、人材育成目標として「人を愛する豊かな心と優れた技術を統合できる有能な人材を育成する」ことを掲げ、本学の個性・特色として位置付けている「開かれた大学づくり」「医療・福祉・教育分野での地域社会への貢献」を通じて、「地域社会、国際社会の発展に寄与する」ことを目的とすると定めている。

②法令への適合について

学則に記載している本学の使命・目的及び教育目的は、本学設立時に文部科学省に提出した「広島都市学園大学健康科学部設置認可申請書（平成 20（2008）年 4 月）」の「設置の趣旨等を記載した書類」の記載に基づく内容である。この記載内容は教育基本法及び学校教育法に基づき作成したものである。（資料編【資料 1-2-2】広島都市学園大学健康科学部設置認可申請書の『設置の趣旨等を記載した書類』）

③変化への対応について

使命・目的及び教育目的の変化への対応は、健康科学部看護学科が完成年度を経過した後、平成 25 年 4 月に開設した健康科学部リハビリテーション学科並びに平成 26 年 4 月の子ども教育学部子ども教育学科の設置計画を立案する際においてこれら学部・学科の教育目的等の設定と併せて看護学科の使命・目的及び教育目的を再確認し、その変化に対応している。（資料編【資料 1-2-3】広島都市学園大学健康科学部リハビリテーション学科設置届出書の『設置の趣旨等を記載した書類』、【資料 1-2-4】広島都市学園大学子ども教育学部設置認可申請書の『設置の趣旨等を記載した書類』）

◇エビデンス集（資料編）

- 【資料 1-2-1】 平成 27 年度学生便覧 学則（pp.11-12）
- 【資料 1-2-2】 広島都市学園大学健康科学部設置認可申請書の『設置の趣旨等を記載した書類』
- 【資料 1-2-3】 広島都市学園大学健康科学部リハビリテーション学科設置届出書の『設置の趣旨等を記載した書類』
- 【資料 1-2-4】 広島都市学園大学子ども教育学部設置認可申請書の『設置の趣旨等を記載した書類』

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも、特に教育目標や人材育成の目標等については、時代環境の変化に即した適切な内容に見直しを行っていく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

≪1-3の視点≫

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①役員、教職員の理解と支持について

新設大学であるため、現在定められている使命・目的及び教育目的の策定に直接関わったのは、一部の役員及び教職員のみであったが、その趣旨・内容については毎年初頭及び年度始めに行われる教職員に対する学長挨拶（訓示）において繰り返し述べ、周知を図ることで、教職員からの理解と支持は得ている。（資料編【資料1-3-1】学長年頭訓示における配布資料）

②学内外への周知について

使命・目的及び教育目的の学生及び学外関係者への周知の媒体は、現段階では「学生便覧」が中心である。（資料編【資料1-3-2】平成27年度学生便覧、建学の精神、教育理念、大学の使命・目的 pp.1-3）

一方、教職員に対しては、直接的には、上記の通り毎年初頭及び年度始めの学長挨拶（訓示）を通じて、在籍する全教職員に対して定期的に繰り返し周知を図るという方法をとっている。また、学生及び保護者に対しては、入学式における保護者説明会、1、2年次生を対象に毎年実施されている合宿研修（「コミュニケーション技法」という必修科目における授業の一環として実施）、全学生必修科目である「建学の精神」等を通じて、学長自らが直接説明することで周知を図っている。（資料編【資料1-3-3】平成27年度看護学科講義概要、【資料1-3-4】平成27年度リハビリテーション学科講義概要、【資料1-3-5】平成27年度子ども教育学科講義概要）

③中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

使命・目的、教育目的等の中長期的な計画への反映という点に関しては、中長期的な事業展開の一環として、平成25（2013）年度に開設したリハビリテーション学科及び平成26（2014）年度に開設した子ども教育学部子ども教育学科についても、その教育目的は大学の使命・目的、教育目的等に沿った内容となっている。また、現在進行中である大学院設置についても大学の使命・目的、教育目的等に沿ったものとする計画である。（資料編【資料1-3-6】広島都市学園大学健康科学部設置認可申請書の『設置の趣旨等を記載した書類』pp.6-7、【資料1-3-7】広島都市学園大学健康科学部リハビリテーション学科設置届出書の『設置の趣旨等を記載した書類』pp.2-4、【資料1-3-8】広島都市

学園大学子ども教育学部設置認可申請書の『設置の趣旨等を記載した書類』 pp.7-8)

また、3つの方針（「アドミッションポリシー」「カリキュラムポリシー」「ディプロマポリシー」）への反映という点については、これら3つの方針は、本学の使命・目的に基づき、まず大学全体としての3つの方針を策定し、これを基本に、各学部・学科の3つのポリシーを策定しており、大学の使命・目的、教育目的に沿った内容となっている。

（資料編【資料 1-3-9】学生便覧，3つのポリシーpp.4-7）

④使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性について

教育研究組織の構成としては、現在は、健康科学部の中に看護学科とリハビリテーション学科を配置、子ども教育学部の中に子ども教育学科を配置しており、2学部3学科体制となっている。附属施設としては、附属図書館をはじめ、キャリアセンター、子どもケアセンター、ひろしま人間教育研究センターを配置している。（図 1-3-1 参照）

このうち、こどもケアセンターは、常設オープンスペースとして子育て家庭の親とその子どもがいつでも気軽に集い、相互交流を図るとともに子育てについての相談が受けられる場を地域の身近な場所に設けることで、子育て家庭の孤立化を防止し、保護者の子育てに対する不安や負担感の軽減及び地域における子育て力の向上を図ることを目的として平成 26（2014）年度の子ども教育学部開設に合わせて設置した。センターの活動計画としては、主に地域に居住する就学前の乳幼児とその保護者を対象とし、①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育てに関する相談、助言の実施、③地域の子育てに関する情報提供、④子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施等である。また、活動においては、本学学生を学生ボランティアとして活用し、学部学科の垣根を越えた共に学びあう場としても機能させている。また、ひろしま人間教育研究センターも、こどもケアセンターと同様に、子ども教育学部開設に合わせて設置し、その活動目的を、本学教員と現場の優れた教師達との「新しい学力・授業づくり」研究に学生たちを主体的に参加させ、本学を、学生が教えるための知識・技術を学ぶだけでなく、親や他の教育関係者と連携できる人間力を育てる拠点とすることとしている。

本学の教育研究組織の意思決定機関としては、理事会、大学部長会、学部教授会と、全学委員会（入学試験委員会、自己点検運営委員会、倫理審査委員会、人権問題員会、学術誌編集委員会、附属図書館運営委員会）があり、これらで審議した大学運営における必要な事項についての最終決定を学長が行っている。また、各学科に学科教員会議を設置し、その下に各種委員会を置いている。これらの組織が有機的に連携しながらそれぞれの役割を果たし、使命・目的及び教育目的の達成に向けて活動している。（図 1-3-2 参照）

広島都市学園大学

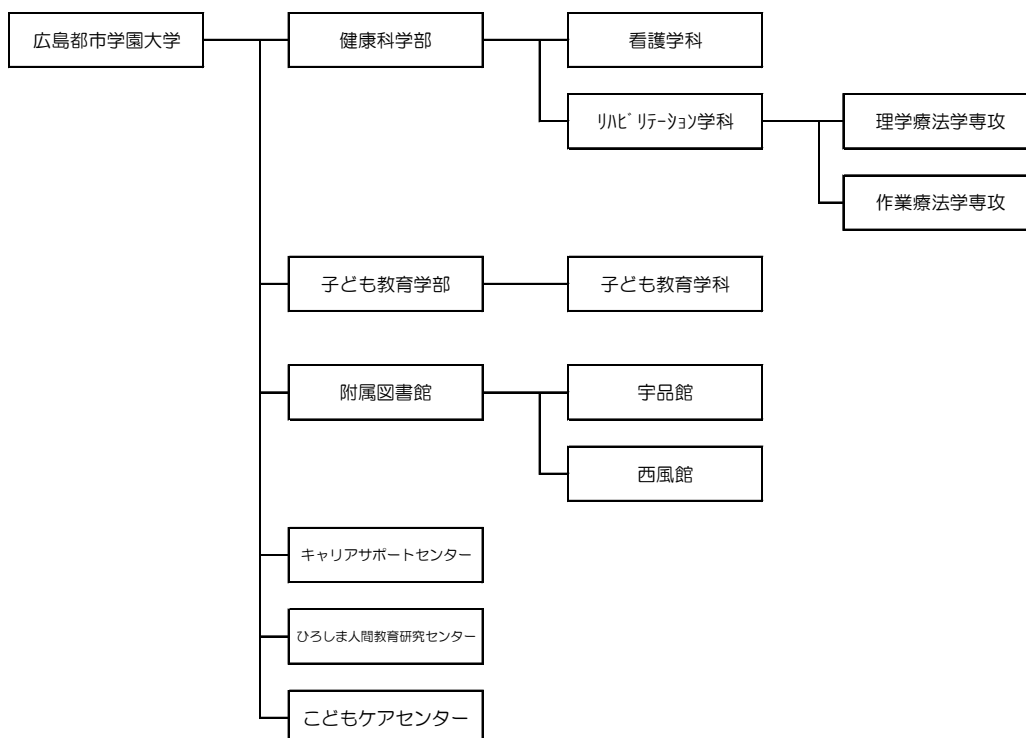


図 1-3-1 広島都市学園大学 教育研究組織図

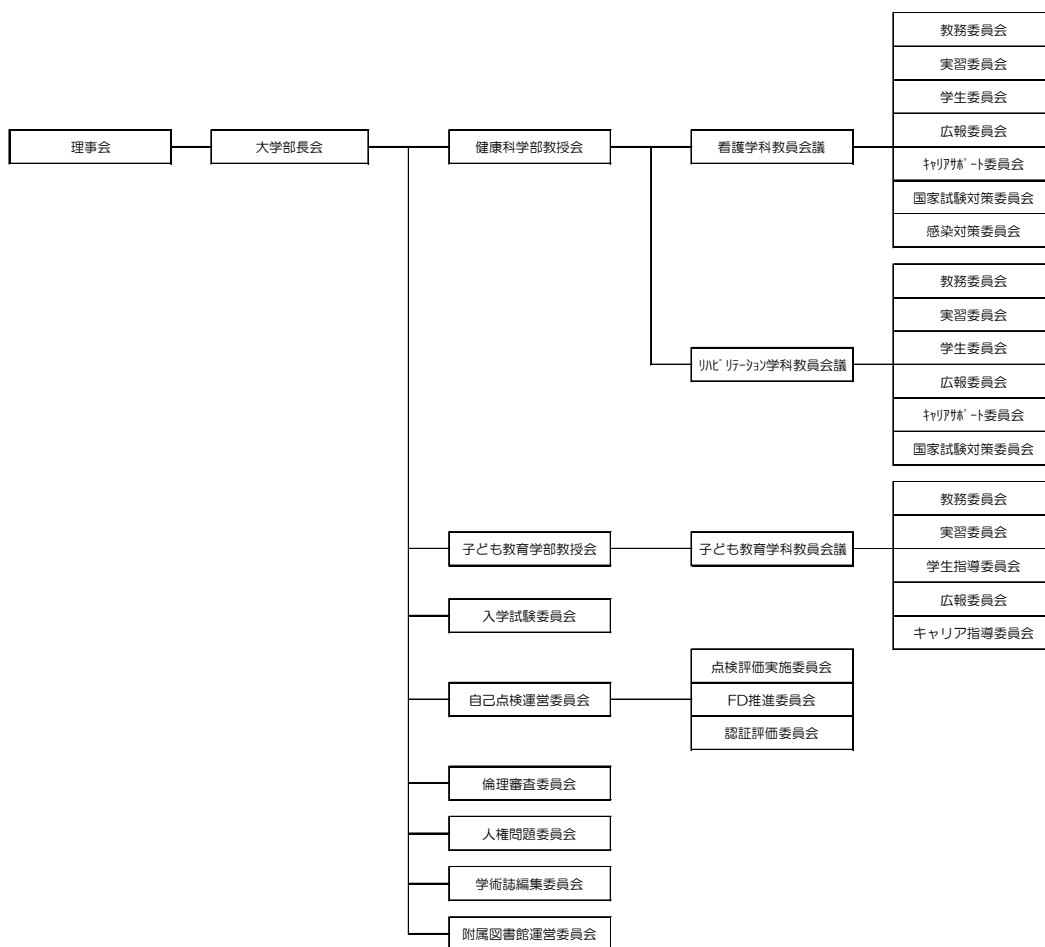


図 1-3-2 広島都市学園大学 委員会組織図

◇エビデンス集（資料編）

- 【資料 1-3-1】 学長年頭訓示における配布資料
- 【資料 1-3-2】 平成 27 年度学生便覧 建学の精神、教育理念、大学の使命・目的（pp. 1-3）
- 【資料 1-3-3】 平成 27 年度看護学科講義概要（p.9、p.23）
- 【資料 1-3-4】 平成 27 年度リハビリテーション学科講義概要（p.17、p.47）
- 【資料 1-3-5】 平成 27 年度子ども教育学科講義概要（p.15、p.18）
- 【資料 1-3-6】 広島都市学園大学健康科学部設置認可申請書（平成 20 年（2008）年 4 月）の『設置の趣旨等を記載した書類』（pp.6-7）
- 【資料 1-3-7】 広島都市学園大学健康科学部リハビリテーション学科設置届出書（平成 24（2012）年 5 月）の『設置の趣旨等を記載した書類』（pp.2-4）
- 【資料 1-3-8】 広島都市学園大学子ども教育学部設置認可申請書（平成 25（2013）年 5 月）の『設置の趣旨等を記載した書類』（pp.7-8）
- 【資料 1-3-9】 平成 27 年度学生便覧 3 つのポリシー（pp.4-7）

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

学内への周知という点から、教職員への更なる周知徹底を図るために新任教職員をはじめとして研修資料の改善、工夫を行う。

【基準 1 の自己評価】

以下に示す基準項目 1-1 から 1-3 の自己判定の理由に基づき、基準 1 を満たしていると判断する。

1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性

本学の使命・目的及び各学科の使命・目的についての記載は、簡潔に文章化されていると評価する。

1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性

本学の個性・特色として位置付けている地域貢献の趣旨は学則や大学案内にも記載しており、教職員や在学生・受験生等関係者にも明示していると評価する。また、法令への適合が学部学科設置認可条件になっていることから、本学の使命・目的及び教育目的の内容は、法令に適合した内容となっていると評価する。

環境変化へ対応という観点からは、学科増設・新学部開設の計画立案の都度、全学並びに既存学部・学科の使命・目的及び教育目的を再確認しており、変化への対応は適切に行っていると評価する。

1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性

本学の使命・目的等については、上記“学長挨拶”及び学則、学生便覧を通じて教職員及び学生に理解、支持されている。また、教職員が関与・参画して現状に合わせた改

定・見直しが行えていると評価する。

大学の使命・目的及び教育目的の 3 つの方針への反映という点については、これら 3 つの方針は、本学の使命・目的に基づき、まず大学全体としての 3 つの方針を策定し、これを基本に、各学部・学科の 3 つのポリシーを策定しており、大学の使命・目的、教育目的に沿った内容となっている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①入学者受け入れの方針の明確化と周知について

入学者の受け入れ方針については、大学の使命・目的、学科ごとの教育目的を踏まえたアドミッションポリシーを学生募集要項の学科別入学試験概要欄へ明記している。（資料編【資料 2-1-1】平成 28 年度学生募集要項）その上で、本学の広報担当職員および教員の高校訪問やオープンキャンパス、高校教員に向けての大学説明会その他広報活動を通じて、高校教職員、保護者、受験生に対し、本学のアドミッションポリシーを理解していただくよう周知を図っている。さらに、大学ホームページにもアドミッションポリシーを掲載することで、より幅広い層への周知も図っている。（資料編【資料 2-1-2】平成 26 年度高校訪問実績、【資料 2-1-3】平成 26 年度高校教員対象の大学説明会開催スケジュール、【資料 2-1-4】平成 26 年度オープンキャンパス参加者数、【資料 2-1-5】平成 26 年度進学相談会開催実績）

各学科のアドミッションポリシーは以下の通りである。

<看護学科>

健康科学部看護学科では、「心技一体」の建学の精神に則り、学生一人ひとりが人間としてよりよく生きること、看護職者としての楽しさややりがい教授する。

そして、

1. 平和な心と豊かな人間性をもつ人材の育成を目指している
2. 柔軟な思考力に基づく知識・技術の応用能力と高い倫理観を基盤にした実践能力のすぐれた人材の育成を目指している
3. 時代の変化に合わせて、地域社会・国際社会に貢献できる心と技を備えた人材の育成を目指している

そこで、

- ・人を思いやり、人を愛する心のある人
- ・医療人としての高い資質を身につけ活躍したい人
- ・自分の考えを積極的に話せて人とコミュニケーションをとれる人
- ・ボランティアの素養を持ち、活動できる人
- ・基本的な生活習慣や、マナーが身についている人

を求めている。

<リハビリテーション学科>

健康科学部リハビリテーション学科では、「心技一体」の建学の精神に則り、博愛精神・人間愛を有し、急激な環境変化に対応し得る高度な知識・技術を応用・創出し、学術を中心として授けるとともに、積極的思考の展開で保健・医療・福祉・教育の包括的アプローチを通じて地域社会、国際社会に貢献する人材を養成することを目的としている。

そこで健康科学部リハビリテーション学科は、単に基礎学力が高いだけでなく、豊かな人間性や明確な目的意識、保健・医療分野を生涯の職務とするという志を持った人材を確保するため、以下の資質・能力を持った学生を求めている。

- ・人を思いやり、人を愛する心のある人
- ・医療人としての高い資質を身につけ活躍したい人
- ・自分の考えを積極的に話せて人とコミュニケーションをとれる人
- ・ボランティアの素養を持ち、活動ができる人
- ・基本的な生活習慣や、マナーが身に付いている人

<子ども教育学科>

- ・ケアの精神と能力を有し、人を思いやり、人を愛する心のある人
- ・教育者、保育者としての高い資質を身につけ地域社会において活躍したい人
- ・自分の考えを積極的に話せて他者とコミュニケーションをとり、協働して問題解決に取り組むことができる人
- ・ボランティアの精神を持ち、積極的に活動しようとする人

②入学者受け入れの方針に沿った学生受け入れ方法の工夫について

<看護学科>

入学者受け入れ方針の基準を満たす資質をもった学生を多角的に選抜するため、一般入学試験及び大学入試センター試験利用入学試験以外に、以下のような多様な入試制度を設けている。(資料編【資料 2-1-6】平成 28 年度学生募集要項)

イ. AO 入学試験 (資料編【資料 2-1-7】平成 28 年度看護学科 AO 入試要項)

受験生の目的意識や熱意・意欲等を重視し、学力では測れない個性豊かな人材の確保がその狙いである。2 段階で選抜する方法をとっており、一次選考は本学が設定したテーマに基づき作成したレポートで評価している。

最終選考においては、調査書で学力を確認すると共に、教育内容並びに教育方針の理解度、入学意欲、コミュニケーション能力を確認するために、設定したテーマに基づいたグループディスカッション(ディベート形式)による選抜を行っている。

ロ. 指定校推薦入学試験

本学への進学実績があり、信頼関係のある高校を指定校として認定し、この指定校において教科全体の学業成績が一定以上で、かつ学校長の推薦する学生を対象

として、調査書を参考に面接を行って選抜をしている。

ハ. 公募推薦入学試験

教科全体の学業成績が一定以上で、かつ出身学校長の推薦する学生を対象として、小論文作成、面接を行って選抜している。

ニ. 社会人入学試験

人生経験を踏まえ自らの新しい進路に対する目的意識をより強く持った人材を確保するための制度で、試験内容は、書類審査及び面接である。

ホ. 外国人留学生入学試験

本学の人材育成目標の一つである国際社会に貢献し得る人材を広く集めるために設けている制度である。試験内容は、書類審査及び面接である。

<リハビリテーション学科>

看護学科と同様に、入学者受け入れ方針の基準を満たす資質をもった学生を多角的に選抜するため、一般入学試験及び大学入試センター試験利用入学試験以外に、AO 入学試験、指定校推薦入学試験、公募推薦入学試験、社会人入学試験、外国人留学生入学試験を設けている。(資料編【資料 2-1-8】平成 28 年度学生募集要項)

AO 入学試験では、1 次選考はリハビリテーション学科が設定した課題に基づくグループ・ディスカッションやプレゼンテーションを行わせ、その一連の作業を通して評価している。これによりアドミッションポリシーに沿った学生を選考する。二次選考は看護学科と共通している。(資料編【資料 2-1-9】平成 28 年度リハビリテーション学科 AO 入試要項)

また、学生の受け入れのためには、広く高等学校等へ学生募集を図る必要があるという認識のもと、広報委員会が中心となり戦略的な広報活動を推進するための措置を講じている。(資料編【資料 2-1-10】リハビリテーション学科広報委員会規程)

<子ども教育学科>

AO 入学試験、指定校推薦入学試験、公募推薦入学試験において、志望理由書の書類審査と面接を通してアドミッションポリシーに合った人物かどうかを判断している。また、一般入学試験においても、面接を行うことによって、上記のような評価をしている。

一般入学試験問題は全学共通であるが、AO 入学試験問題などは、問題や面接の質問項目については本学部で検討・作成している。(資料編【資料 2-1-11】平成 28 年度学生募集要項、【資料 2-1-12】平成 28 年度子ども教育学科 AO 入試要項)

③入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持について

入学者の選抜に当たっては、全学的組織である入学試験委員会が判定会議を開催し、入学試験結果に基づき合否を検討、決定しており、体制的には公正性、妥当性を保証する形態をとっている。(資料編【資料 2-1-13】入学試験委員会規程、【資料 2-1-14】入学者選抜規則)

また、各学科の学生受け入れ状況は以下に記述するとおりである。

<看護学科>

結果としての過去5年間の受け入れ学生数は、表2-1-1の通りである。平成23(2011)年度、平成24(2012)年度において志願者数の増加に伴い、募集定員に対する入学者の比率がやや高めになっている。しかし、近年は、定員100名に対し平成25(2013)年度が122名、平成26(2014)年度が118名、平成27(2015)年度が112名となっており、概ね適正な水準に戻っている。(表2-1-1参照)

表2-1-1 看護学科入学者数等の推移

【看護学科】		入試の種類		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
健 康 科 学 部	看護 学 科	一般入試	募集定員	34	34	34	34	34	
			志願者	204	159	178	220	213	
			合格者	119	92	100	95	100	
				入学者	63	53	56	42	39
		その他入試	募集定員	6	6	6	6	6	
			志願者	59	20	9	34	17	
			合格者	13	6	3	8	10	
				入学者	2	1	0	1	1
		AO入試	募集定員	10	10	10	10	10	
			志願者	35	54	28	34	25	
			合格者	34	30	22	23	22	
				入学者	33	29	22	23	22
		附属校推薦	募集定員	0	0	0	0	0	
			志願者	0	0	0	0	0	
			合格者	0	0	0	0	0	
				入学者	0	0	0	0	0
		指定校推薦	募集定員	25	25	25	25	25	
			志願者	27	23	26	34	25	
			合格者	27	23	26	31	25	
				入学者	27	23	26	31	25
		公募推薦入試	募集定員	20	20	20	20	20	
			志願者	16	21	16	20	24	
			合格者	15	21	16	17	23	
				入学者	15	21	15	16	23
		その他 (社会人・留学生・ 帰国生徒等を含む)	募集定員	5	5	5	5	5	
			志願者	7	5	4	7	6	
			合格者	7	5	3	5	3	
				入学者	6	3	3	5	2
学科合計		募集定員	100	100	100	100	100		
		志願者	348	282	261	349	310		
		合格者	215	177	170	179	183		
		入学者	146	130	122	118	112		

<リハビリテーション学科>

リハビリテーション学科では、平成25(2013)年度入学者105名、平成26(2014)年度入学者113名、平成27(2015)年度入学者117名であり、適正な水準となっている。(表2-1-2参照)

表2-1-2 リハビリテーション学科入学者数等の推移

【リハビリテーション学科】		入試の種類		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
健 康 科 学 部	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 学 科	一般入試	募集定員	—	—	52	52	52	
			志願者	—	—	169	149	182	
			合格者	—	—	86	99	110	
				入学者	—	—	50	59	60
		その他入試	募集定員	—	—	8	8	8	
			志願者	—	—	28	32	33	
			合格者	—	—	17	22	26	
				入学者	—	—	6	4	5
		AO入試	募集定員	—	—	8	8	8	
			志願者	—	—	47	33	49	
			合格者	—	—	15	18	20	
				入学者	—	—	15	18	20
		附属校推薦	募集定員	—	—	0	0	0	
			志願者	—	—	0	0	0	
			合格者	—	—	0	0	0	
				入学者	—	—	0	0	0
		指定校推薦	募集定員	—	—	12	12	12	
			志願者	—	—	7	14	13	
			合格者	—	—	7	14	13	
				入学者	—	—	7	14	13
		公募推薦入試	募集定員	—	—	15	15	15	
			志願者	—	—	29	21	20	
			合格者	—	—	24	16	15	
				入学者	—	—	24	16	15
		その他 (社会人・留学生・ 帰国生徒等を含む)	募集定員	—	—	5	5	5	
			志願者	—	—	6	3	5	
			合格者	—	—	3	2	4	
				入学者	—	—	3	2	4
リハビリテーション学科合計		募集定員	—	—	100	100	100		
		志願者	—	—	286	252	302		
		合格者	—	—	152	171	188		
		入学者	—	—	105	113	117		

<子ども教育学科>

子ども教育学科は、文部科学大臣より平成 25 年 12 月 18 日に設置認可され、学生募集を開始した。1 期生の第 1 学年は、学生数 16 名である。広報活動は早めに行ったが、認可が下りてから学生募集要項配布を始めたことから、1 期生については定員を満たすことができなかった。この状況を踏まえ、平成 27 年度入学者の確保に向けて、入試広報課だけでなく子ども教育学部子ども教育学科の教員全員が一丸となって広報活動を実施した。その結果、平成 27 (2015) 年度の入学者は、前年度比 87.5%増の 30 名となった。しかしながら、未だ入学定員 80 名には及んでいない。(表 2-1-3 参照)

表 2-1-3 子ども教育学科入学者数等の推移

【子ども教育学科】		入試の種類	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
子 ど も 教 育 学 部	子 ど も 教 育 学 科	一般入試	募集定員	—	—	—	40	27
			志願者	—	—	—	18	31
			合格者	—	—	—	13	25
			入学者	—	—	—	6	8
		特別入試	募集定員	—	—	—	0	5
			志願者	—	—	—	0	16
			合格者	—	—	—	0	16
			入学者	—	—	—	0	3
		AO入試	募集定員	—	—	—	8	8
			志願者	—	—	—	5	7
			合格者	—	—	—	5	7
			入学者	—	—	—	5	7
		附属校推薦	募集定員	—	—	—	0	0
			志願者	—	—	—	0	0
			合格者	—	—	—	0	0
			入学者	—	—	—	0	0
		指定校推薦	募集定員	—	—	—	12	20
			志願者	—	—	—	5	8
			合格者	—	—	—	5	8
			入学者	—	—	—	5	8
		公募推薦入試	募集定員	—	—	—	16	16
			志願者	—	—	—	0	3
			合格者	—	—	—	0	3
			入学者	—	—	—	0	3
		その他 (社会人・留学生・ 編入学等を含む)	募集定員	—	—	—	4	4
			志願者	—	—	—	0	1
			合格者	—	—	—	0	1
			入学者	—	—	—	0	1
子ども教育学科合計		募集定員	—	—	—	80	80	
		志願者	—	—	—	28	66	
		合格者	—	—	—	23	60	
		入学者	—	—	—	16	30	

◇エビデンス集 (資料編)

- 【資料 2-1-1】 平成 28 年度学生募集要項
- 【資料 2-1-2】 平成 26 年度高校訪問実績
- 【資料 2-1-3】 平成 26 年度高校教員対象の大学説明会開催スケジュール
- 【資料 2-1-4】 平成 26 年度オープンキャンパス参加者数
- 【資料 2-1-5】 平成 26 年度進学相談会開催実績
- 【資料 2-1-6】 平成 28 年度学生募集要項
- 【資料 2-1-7】 平成 28 年度看護学科 AO 入試要項
- 【資料 2-1-8】 平成 28 年度学生募集要項
- 【資料 2-1-9】 平成 28 年度リハビリテーション学科 AO 入試要項
- 【資料 2-1-10】 リハビリテーション学科広報委員会規程
- 【資料 2-1-11】 平成 28 年度学生募集要項
- 【資料 2-1-12】 平成 28 年度子ども教育学科 AO 入試要項
- 【資料 2-1-13】 入学試験委員会規程
- 【資料 2-1-14】 入学者選抜規則

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

<看護学科>

AO 入学試験の改革として、面接試験の最終選考方法を変更し、看護専門職としての適性を多面的に評価する仕組みを構築しているが、今後は改善後の経過をみて更に内容の充実を図っていく。また、一般入学試験においても、入学希望者の意欲や適性、コミュニケーション能力を確認するには面接は重要であるとの認識から、一般入学試験での面接の導入を教務委員会が中心となって検討していく。

<リハビリテーション学科>

入学試験委員会において学生受け入れ数の適正性確保のための方策を、入試関連データの分析を行うと共に、入試制度も含めた総合的な見地から検討を進める。

<子ども教育学科>

平成 28（2016）年度入学生の確保に向けて、平成 26（2014）年度の広報活動での効果を分析・検証したうえで、平成 27（2015）年度広報活動計画案を子ども教育学部将来構想ワーキングチーム及び大学入試・広報課が中心となり作成し、子ども教育学部広報委員会と入試広報課が協力して活動をしていく方針を決めた。両組織が連携し、保育士・教員養成系大学の広報活動を計画的・組織的に行っていく予定である。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化について

本学は、教育目的を踏まえ、全学カリキュラムポリシーを以下の通り設定している。また、この全学カリキュラムポリシーに基づき、各学科のカリキュラムポリシーをそれぞれ設定している。これらカリキュラムポリシーは、「学生便覧」に掲載することで、学生及び教職員に周知を図っている。（資料編【資料 2-2-1】平成 27 年度学生便覧，3 つのポリシーp.4）

[大学のカリキュラムポリシー]

広島都市学園大学は、幅広い知識と深い専門知識・技術を応用し、新たな価値を創造する能力を持つとともに、博愛精神・人間愛を有する人材を養成することを目標としている。こうした目標を達成するために、教育課程を教養科目、専門基幹科目、専門展開科目の 3 分野に大別し、学年進行とともに、体系的に学習できる編成とする。

- (1) 教養科目は幅広い視野で体系的に学識を吸収し、豊かな人間性を涵養するとともに人間として必要な思考力と感性を備えることができる授業科目とする。
- (2) 専門基幹科目は、専門職として必要な専門的知識・技術が修得できる授業科目とする。
- (3) 専門展開科目は、専門職として必要な専門的知識・技術及び他職種と連携し、社会の要請に応えるために必要な応用力を修得できる授業科目とする。

各学科のカリキュラムポリシーは以下の通りである。（資料編【資料 2-2-2】平成 27 年度学生便覧，3 つのポリシーpp.5-7）

<看護学科>

看護学科においては、教育課程を教養科目、看護基幹科目、看護展開科目の 3 分野に大別し、学年進行とともに、体系的に学習できる編成とする

- (1) 教養科目は、幅広い視野で体系的に学識を吸収し、豊かな人間性を涵養するとともに人間として必要な思考力と感性を備えることができる授業科目とする。博愛精神・人間愛を有することは、本学の目標とする人材養成

においての基盤であると考え、教養科目においては、人間の尊厳や人間を取り巻く社会環境について学修するとともに他者とのコミュニケーションを円滑に行うための技術を教育する。

- (2) 看護基幹科目は、看護専門職として必要な基礎的知識・技術を修得することができる授業科目とする。幅広い知識を身につけることは、多角的な視点を持ち専門知識・技術を応用できると考え、看護基幹科目においては、医学、福祉学、法学、経済学、情報学等の専門知識に関連した様々な分野の知識を教育する。
- (3) 看護展開科目は、看護専門職として必要な専門的知識・技術及び他職種と連携し、社会の要請に応えるために必要な応用力を修得できる授業科目とする。さらに、教養科目及び看護基幹科目で修得したことを踏まえて、将来看護の専門性を高めるために必要な総合的な判断力や自ら研究するための基本的能力を修得できる授業科目とする。また、新たな価値を創造する能力を身につけるには、専門知識・技術を深め、さらにそれら専門知識・技術とそれら以外の知識を統合する必要があると考え、看護展開科目においては、基礎から応用までの看護知識・技術を深く教育し、さらに最終段階として4年次にそれらを統合する能力を身につけさせるための科目を配置する。

<リハビリテーション学科>

本学の教育理念に基づき高い教養をもった専門職を養成するため、以下のような方針に基づいてカリキュラムを編成している。

1. 4年間の修得科目において、1年次では基礎学力、専門基礎教育に力を入れている。また人間性、マナーを含めたコミュニケーション能力の育成をめざす。さらに2年次では、専門基礎科目に加え、専門基礎科目を基盤とした上で、より高い専門性や応用力を身につけるための専門科目の学習に力を入れている。教育指導は、担任制、チューター制を導入し個別指導を主体に行なう。
2. 3、4年次では大学生にふさわしい学士力と実技技能を含めた専能力を高める。

<子ども教育学科>

子ども教育学科は、教育課程を「基礎教養科目」「専門基礎科目」「専門発展科目」の3群で構成し、体系的な学修、専門的な技術の修得を図る。

- ・「基礎教養科目」は、人間力の育成を中心とした、大学での学びの基礎となる授業科目とする。
- ・「専門基礎科目」は、教育・保育を専門とする基礎的な知識や技能を修得する授業科目とする。
- ・「専門発展科目」は、教育・保育の高度な知識や技能を修得する授業科目とする。

とりわけ、ケアすることの重要性を教育・保育の専門性において学び、専門的資質や能力、実践力を養成する。さらに、特別な支援を必要とする子どもへの理解やかかわり方について学ぶ。

②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発について
＜看護学科＞

○教育課程の編成について

看護学科における教育課程は、上記の通り教養科目、看護基幹科目、看護展開科目の3分野に大別して、学年進行とともに大枠は基礎から専門、実践へと順序立てて学修を積み重ねられるよう編成している。概要は以下の通り。

イ. 1、2年次

- a 教養科目として「人間の尊厳」「人間と社会」「人とコミュニケーション」の3領域に配置されている授業科目の履修を通して、自主的勉学の意欲を高め、豊かな人間性を涵養するとともに、一人の人間として求められる価値観、価値観に基づく判断力、行動力を身につける。
- b 看護基幹科目として「人体の理解」「生活と健康」「情報活用」の3領域に配置されている授業科目の履修を通して、看護学の基盤となる人間の身体の仕組みを理解するとともに、看護専門職者として他職種との連携及びリーダーシップの発揮を行っていく上で必要となる基礎的知識を身につける。
- c 看護展開科目として「基礎看護技術学」「専門看護学」「看護の統合」及び「保健師課程」の4つの領域に配置されている授業科目のうち、基礎看護技術学の領域に属する授業科目及び専門看護学、看護の統合及び保健師課程の領域に属する授業科目の一部の授業科目の履修を通して、看護専門職としての基礎的知識・技術を身につける。

ロ. 3、4年次

- a 看護展開科目として「専門看護学」「看護の統合」及び「保健師課程」の3つの領域に配置されている授業科目の履修を通して、人を生れる前から死まで発達し続ける存在として位置付け、看護専門職としての「看護」の基盤を形成するとともに、チーム・ケアのリーダーとなる看護職として対象者から信頼されるために必要な看護の知識・技術・態度を修得する。また地域で対象者の生活を支えるために必要な具体的な看護援助の方法を修得する。
- b 講義や演習、臨地実習を通して、対象の理解、問題思考能力、問題解決能力、基礎看護技術の応用実践能力を養う。
- c 自らの課題や関心ある領域を選んだ実習（課題別統合実習）、看護研究により「看護理論と看護実践」を一体化・統合し看護の専門性を深めていく。

看護学科における教育課程は、上記の通り教養科目、看護基幹科目、看護展開科目の3分野に大別して、学年進行とともに基礎から専門、実践へと順序立てて学修を積み重ねられるよう大枠は編成しているが、科目によっては更なる順序性

を考慮し、学生の学習効果が上がるように下記の通り変更した。

- ・「脳の科学」の配当年次は 4 年後期となっていた。この科目は「看護基幹科目」としての「人体の理解」であり、早い時期に履修を行うほうが効果的と考え、科目の配当年次を「発達看護学実習と精神保健看護学実習」前の 3 年前期とした。
- ・「研究方法論」の配当年次は 4 年後期であったが、「看護研究」の演習が始まった後に教授することになり効果的ではないため、この科目の配当年次を 3 年前期とした。
- ・「看護サービス管理学」の配当年次は 4 年後期であったが、課題別統合実習に役立てるためにも、配当年次を 3 年前期とした。
- ・「医療と安全」の配当年次は 2 年前期であったが、難易度の点で 3 年前期とした
- ・「看護診断学」の配当年次は 1 年後期であったが、難易度の点で 2 年前期とした。
- ・「コミュニケーション技法」の講義は、大学への導入教育の重要性に鑑み、1 年の早い段階から少人数の教養ゼミを取り入れ。「大学生の心構え」や「レポートの書き方」等を授業内容に取り入れている。

平成 26 年度は、配当年次の変更を中心に、学生の学修の積み重ねが成果として現れるような教育課程の在り方を検討した。その結果、平成 27 年度は、学生の学習状況を早期に把握し、個別指導を可能にするために通年科目を前期・後期に分け、学生の不利益にならないよう授業科目の配当年次・単位数・授業形態の検討を行い下記の通り変更している。

表 2-2-1 授業科目 新旧対照表

	授業科目 (旧)	授業科目 (新)
1	人体の構造と機能 I (基礎) (1 通) 2 単位	人体の構造と機能 I (基礎 1) (1 前) 1 単位 人体の構造と機能 I (基礎 2) (1 後) 1 単位
2	人体の構造と機能 II (応用) (2 通) 2 単位	人体の構造と機能 II (応用 1) (2 前) 1 単位 人体の構造と機能 II (応用 2) (2 後) 1 単位
3	病因・病態学 (1 通) 4 単位	病因・病態学 I (1 前) 2 単位 病因・病態学 II (1 後) 2 単位
4	看護と倫理 (1 通) 2 単位	看護と倫理 I (1 前) 1 単位 看護と倫理 II (1 後) 1 単位
5	看護の法と責務 (2 通) 2 単位	看護の法と責務 I (2 前) 1 単位 看護の法と責務 II (2 後) 1 単位
6	発達看護学—成人期の看護技術— (2 通) 4 単位	発達看護学—成人期の看護技術—I (2 前) 2 単位 発達看護学—成人期の看護技術—II (2 後) 2 単位

また、カリキュラム検討プロジェクト会議は、平成 28 年度のカリキュラム改編に向けて、現在、授業科目、授業内容、単位数、配当年次等の見直しを検討しているところである。(資料編【資料 2-2-3】看護学科カリキュラム検討プロジェクト会議議事録)

看護学科における臨地実習は、講義・実習で学んだ知識・技術で統合させ、あらゆる対象者の健康生活を支援するための看護を展開する授業の一形態と位置付けている。2 年次から 4 年次に向け、臨地実習科目を配置している。また実習科目ごとに目的・目標を定め、看護実戦能力の修得に向け展開している。(資料編【資料 2-2-4】平成 27 年度 看護学科臨地実習要綱)

保健師課程については、平成 23 年に法改正が行われたことを踏まえ、本学は平成 24 年度から保健師課程を選択制に変更し、カリキュラムも選択制に対応したものに見直した。保健師課程の選抜方法は、2 年次前期配当の「公衆衛生看護学概論」(選択科目)履修を志願条件とし、志願者の中から 20 人+若干名を選抜している。(資料編【資料 2-2-5】保健師課程選抜基準)

○登録単位数の上限設定について

また、登録単位数の上限設定など履修上の条件と制限等については、「広島都市学園大学健康科学部履修規程」において、「学生が 1 年間に履修登録できる単位数は、前期 28 単位、後期 28 単位までとする。ただし、実習並びに卒業の所要単位に参入しない科目を除く。」と定めており、十分な学習時間を確保できるよう配慮している。(資料編【資料 2-2-6】平成 27 年度学生便覧，健康科学部履修規程 p.43)

○教授方法の工夫・開発について

看護学科では、従来学生へのレポート作成方法に関する指導が徹底していなかったためか、授業におけるレポート課題や実習記録、また看護研究レポートをスムーズに作成できない学生が少なからずいた。この状況を踏まえ、平成 26 (2014) 年度から「コミュニケーション技法」の講義において、1 年次の早期から少人数の教養ゼミを取り入れ、「大学生としての心構え」や「レポートの書き方」等を授業内容に加えた。(資料編【資料 2-2-7】平成 27 年度コミュニケーション技法計画書)

授業方法について情報を共有できる場として、平成 25 (2013) 年度以降は、教員相互授業参観を実施しており、平成 26 (2014) 年度後期に全学科で実施し、参観教員に対して、授業中の学生の受講態度、自分の講義との相違点あるいは学ぶべき良い点、本公開授業を朝貢して、自分の実践を振り返り、自分の講義の課題や改善点及び感想などを記述した「教員相互授業参加報告書」を作成し、担当教員にフィードバックすることで、教員各自の授業改善、教育力向上の強化をはかった。(資料編【資料 2-2-8】平成 26 年度教員相互授業参加報告書 (抜粋))

<リハビリテーション学科>

○教育課程の編成について

リハビリテーション学科における教育課程は教育課程編成方針に即して、基礎分野、専門基礎分野、専門分野の3分野に科目区分し、学年進行とともに基礎から専門、実践へと順序立てて学修を積み重ねられるよう編成している。概要は以下の通り。

イ. 1、2年次

- a 基礎分野は、「人文科学系」「社会科学系」「自然科学系」「コミュニケーション」の4領域に細区分しており1年次を中心に配置されている。この履修を通して、教養を身につけ、また幅広い人間性やマナーを含めたコミュニケーション能力を身につける。
- b 専門基礎分野は、4領域に細区分しており、そのうち「基礎医学、人体の構造と機能及び心身の発達」「社会福祉とリハビリの理念」の2領域は1年次を中心に、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」「健康と予防医学的リハビリテーション」の2領域は2年次を中心に配置されている。この履修を通して、専門的な知識、技術に繋がる医学的基礎学力を身につけると共にリハビリテーションの理念を学習する。
- c 専門分野は、7領域に細区分しており、そのうち理学療法学専攻、作業療法専攻とも「基礎理学療法（作業療法）学」は1年生中心に、また「理学療法（作業療法）評価学」「地域理学療法（作業療法）学」「代替療法」などの一部の科目は2年次に配置している。この履修を通して専門科目の総論的な内容を学習する。また、「臨床実習」として、2年次に臨床見学実習を配置し、専門職の役割、対象者の障害像を理解する。また接遇やコミュニケーション技法を体験し、医療専門職としての自覚を身につける。

ロ. 3、4年次

- a 専門分野として理学療法学専攻・作業療法学専攻とも「理学療法（作業療法）治療学」の領域における科目を中心に3年次に配置している。この履修により、専門的な知識・技術を学修する。また「臨床実習」「卒業研究」を4年次に配置している。「臨床実習」においては、理学療法および作業療法における評価、治療計画、治療実践における短期および長期実習を実施しており、この履修によりこれまで学修した知識を応用し実践的な技術の修得とともに医療専門職としての倫理を身につける。「卒業研究」においては、実験・観察・調査を通して物事の事象を探求するための基本的な研究方法を学修し、専門職としての探究心を身につける。

○登録単位数の上限設定について

また、登録単位数の上限設定など履修上の条件と制限等については、「広島都市学園大学健康科学部履修規程」において、「学生が1年間に履修登録できる単位数は、前期28単位、後期28単位までとする。ただし、実習並びに卒業の所要単位に算入

しない科目を除く。」と定めており、効率的であり十分な学習時間を確保できるよう配慮している。(資料編【資料 2-2-9】平成 27 年度学生便覧，健康科学部履修規程 p.43)

○教授方法の工夫・開発について

教授方法の工夫・開発については、看護学科と同様に教員相互授業参観を実施し「教員相互授業参加報告書」を作成し、担当教員へフィードバックして授業改善、教育力向上の強化をはかった。(資料編【資料 2-2-10】平成 26 年度教員相互授業参観報告書 (抜粋))

<子ども教育学科>

○教育課程の編成について

子ども教育学科における教育課程は、上記の通り教育課程編成方針に即して、基本的には基礎教養科目、専門基礎科目、専門発展科目の 3 分野に大別して、学年進行とともに基礎から専門、実践へと順序立てて学修が積み重ねられるように編成しているが、教養科目は、4 年間を通じて柔軟に学修できるように編成している。また、学生が主体的に将来の目標をもち学修していくために 1 年次前期には、卒業単位に関わる科目を配置し、後期からは、各コース選択に従って専門科目を取得できるように編成している。

現行の教育課程については、教務委員会、実習委員会を中心に、学生の学修の積み重ねが成果として現れるような教育課程のあり方を検討している。(資料編【資料 2-2-11】子ども教育学科教務委員会規程、【資料 2-2-12】子ども教育学科実習委員会規程)

○登録単位数の上限設定について

登録単位数の上限設定など履修上の条件と制限等については、「広島都市学園大学子ども教育学部履修規定」において、年間 48 単位と定めており、十分な学習時間を確保できるように配慮している。ただし、学習意欲が強い学生の場合は上限を超えての履修を認めている。(資料編【資料 2-2-13】平成 27 年度学生便覧，子ども教育学部子ども教育学科履修規程 p.46)

○教授方法の工夫・開発について

教授方法の工夫・開発については、看護学科と同様に教員相互授業参観を実施し「教員相互授業参加報告書」を作成し、担当教員へフィードバックして授業改善、教育力向上の強化をはかった。(資料編【資料 2-2-14】平成 26 年度授業参加報告書 (抜粋))

また、学修成果の積み重ねが実現できるよう学生の習得状況を勘案して、教務委員会を中心に、実習委員会、キャリア指導委員会等の関係組織が協働しながら教授方法の工夫・開発活性化に努めている。(資料編【資料 2-2-15】子ども教育学科教務委員会規程、【資料 2-2-16】子ども教育学科実習委員会規程、【資料 2-2-17】子ど

も教育学科キャリア委員会規程)

さらに、保育者・教員養成の役割から、保育・教育の現場の見学や講話を取り入れ、具体的な目標を持つことができる機会を持つように工夫している。

◇エビデンス集（資料編）

- 【資料 2-2-1】 平成 27 年度学生便覧 3 つのポリシー (p.4)
- 【資料 2-2-2】 平成 27 年度学生便覧 3 つのポリシー (pp.5-7)
- 【資料 2-2-3】 看護学科カリキュラム検討プロジェクト会議議事録
- 【資料 2-2-4】 平成 26 年度 看護学科臨地実習要綱
- 【資料 2-2-5】 保健師課程選抜基準
- 【資料 2-2-6】 平成 27 年度学生便覧 健康科学部履修規程 (p.43)
- 【資料 2-2-7】 平成 27 年度コミュニケーション技法計画書
- 【資料 2-2-8】 平成 26 年度教員相互授業参加報告書 (抜粋)
- 【資料 2-2-9】 平成 27 年度学生便覧 健康科学部履修規程 (p.43)
- 【資料 2-2-10】 平成 26 年度教員相互の授業参観報告書 (抜粋)
- 【資料 2-2-11】 子ども教育学科教務委員会規程
- 【資料 2-2-12】 子ども教育学科実習委員会規程
- 【資料 2-2-13】 平成 27 年度学生便覧 子ども教育学部履修規程 (p.46)
- 【資料 2-2-14】 平成 26 年度教員相互の授業参観報告書 (抜粋)
- 【資料 2-2-15】 子ども教育学科教務委員会規程
- 【資料 2-2-16】 子ども教育学科実習委員会規程
- 【資料 2-2-17】 子ども教育学科キャリア指導委員会規程

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

看護学科は、教育課程の編成について、教務委員会やカリキュラム検討プロジェクトを中心に、看護教育等の動向を鑑み、さらなる見直しを図り、検討を重ねていく。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<看護学科>

本学では、学生の生活指導も含めて、主として授業外での学修支援を行う体制としてチューター制度を採用している。これは、3 学科に共通の制度であるが、制度の運用については、学科ごとの特徴の違いを踏まえ、各学科にゆだねている。看護学科では、専任教員全員がチューターの役割を担い、授業担当の教員や教務担当の職員との情報共有を通じて学生一人ひとりの学修状況を把握した上で、担当学生とのコミュニケーションを通じてさまざまな学修相談、学習指導を行っている。また、保護者との教育懇談会において、個々の学生の性格、学習態度を含めて保護者に家庭での教育協力を依頼する際にもチューターが中心的役割を果たしている。また、看護学科は、卒業要件を満たす授業の履修のほかに国家試験受験対策が重要な意味を持つため、チューターは国家試験受験対策を行う学生の相談、指導を行うことも重要な役割となっている。平成 27 (2015) 年度から、看護学科ではチューター制度実施要領を作成し、それに基づき運用している。

(資料編【資料 2-3-1】チューター制度実施要領)

また、看護学科教員相互の連携を密にし、相互の関係性を深めることで、組織的な学修支援を効果的に行うことを目的として、平成 26 (2014) 年度から連絡調整会議を実施している。(資料編【資料 2-3-2】領域代表者連絡調整会議について)

授業に対する支援体制として、看護学科は、学内演習授業及び臨地実習授業実施において、専任助手に加えて非常勤演習助手を採用し、活用している。

オフィスアワー制度は、全学的に実施している。(資料編【資料 2-3-3】宇品キャンパス学生手帳 p.34、) 看護学科で各教員のオフィスアワー一覧は、大学ホームページ内からアクセス可能な学生掲示板等に掲載し、学生に周知している。

中途退学者への対応は、学生に対する学修指導、生活指導と併せて基本的に各チューターにゆだねている。中途退学に至る理由としては、退学願の書類上は、学習意欲の喪失、経済的理由、進路変更、健康上の理由などとなっているが、その背景にはいくつかの理由が重なっているため、各チューターは担当している学生の成績や履修状況に関するデータや自らが把握している学修面、生活面に関する情報等を含めた総合的な分析を行いながら学生の相談、指導に当たっている。退学願提出に至る過程においても繰り返し面談を行い、学部長、学科長の協力を得ながら退学を回避する方策を模索すると共に、

本人にとって最適な選択ができるように指導を行っている。また、中途退学者や留年者の発生を予防する対策の一つとして、上記した教育懇談会を毎年1回は開催することになっているが、授業の出席状況や履修の進捗状況からみて注意が必要な学生については、保護者との面談を随時行うことにしている。

中途退学者の比率は表 2-3-1 の通り減少傾向にあるが、休学者が依然として一定数発生しており、これらが中途退学につながっている傾向も見受けられる。また、年次別に見た中途退学者の割合は、1年次が最も多く全体の50%を占め、次いで2年次が29%となっており、1、2年次だけで中途退学者の約80%となっている。

表 2-3-1 看護学科退学者数の推移

看護学科の退学者数の推移(入学年度による集計)

	入学者数	退学者数	退学者比率
平成21年度入学生(1期生)	48	4	8.3%
平成22年度入学生(2期生)	101	21	20.8%
平成23年度入学生(3期生)	146	22	15.1%
平成24年度入学生(4期生)	130	17	13.1%
平成25年度入学生(5期生)	122	7	5.7%
平成26年度入学生(6期生)	118	3	2.5%
合計	665	74	11.1%

看護学科の退学者数の推移(年度による集計)

年度	年度初在籍者	年度中退学者数	退学者比率
21年度	48	1	2.1%
22年度	148	12	8.1%
23年度	282	13	4.6%
24年度	399	19	4.8%
25年度	465	23	4.9%
26年度	480	6	1.3%

<リハビリテーション学科>

リハビリテーション学科では、専任教員全員がチューターの役割を担い、授業担当の教員や教務担当の職員との情報共有を通じて学生一人ひとりの学修状況を把握した上で、担当学生とのコミュニケーションを通じてさまざまな学修相談、学習指導を行っている。また、保護者との教育懇談会において、個々の学生の性格、学習態度を含めて保護者に家庭での教育協力を依頼する際にもチューターが中心的役割を果たしている。リハビリテーション学科では、このチューターに加えて各学年に担任を置いて、学年別の情報共有による適切な学生指導ができるよう配慮している。

また、卒業要件を満たす授業の履修のほかに、臨床実習、国家試験への対策が重要な意味を持つため、チューターはこれに関する学生の相談、指導を行うことも重要な役割となっている。次年度が3年次の教育課程の開始となるが、臨床実習は実習委員会、国家試験対策は国家試験対策委員会が中心になって年間スケジュールを組んで計画的に進めている。その中で、具体的な支援内容として、全教員による臨地実習前の実技指導、レポート作成指導は既に2年次の見学実習より実施しており、国家試験対策の模擬試験

の作成や採点の実施についてもチューターが指導の一翼を担うよう計画されている。

授業に関する支援体制としては、リハビリテーション学科では、実技を伴う演習および実習科目において、複数の教員を配置し実践技能向上の強化を支援している。(資料編【資料 2-3-4】リハビリテーション学科講義概要 p.110、p.131)

リハビリテーション学科においても、上述の通りオフィスアワー制度を実施し、学生の学修支援に活用している。

リハビリテーション学科の中途退学者の推移は表 2-3-2 の通りである。入学年度別に見た学生の退学率は、平成 25 (2013) 年度入学生 (1 期生) の 3.5%、平成 26 (2014) 年度入学生 (2 期生) は 0% である。また、期初の在籍学生数に対する期中の退学者の比率は、平成 25 年度は 0.9%、平成 26 年度は 1.3% である。まだ学年進行ではあるが、全入学生 228 名のうち退学者 4 名のみ (1.8%) に留まっている。中途退学者や留年者への対応は、学生に対する学修指導、生活指導と併せて基本的に各チューターにゆだねている。中途退学 4 名の理由としては、退学願の書類上は、学習意欲の喪失 1 名、進路変更 3 名となっている。

表 2-3-2 平成 25 年度・26 年度のリハビリテーション学科退学者率・休学者率

	入学者数	退学者数	休学者数	退学者率	休学者率
平成 25 年度入学生	105 名	4 名	1 名	3.7%	0.01%
平成 26 年度入学生	113 名	0 名	0 名	0%	0%

国家試験対策については、国家試験対策委員会が中心になって以下の通りの指針を立てて実施している。(資料編【資料 2-3-5】リハビリテーション学科国家試験対策委員会規程)

1 年次指針：学習方法が確立していない学生に対する学習支援を実施する。

2 年次指針：年度末の 3 科目業者模試に向けた基礎医学系の学習支援を、教科担当と共に検討し、五択問題に慣れるための対策を行う。

年次ごとに立てた指針に基づき、2 年次は、3 科目各 50 問ずつ出題した問題集に取り組むことで対策を開始している。1 年次は、学習支援をベースに、前後期一回ずつのチューター面談を中心に成績指導や学習方法の確認を通して、学習の苦手な学生に個別指導を実施することとして活動を行っている。この活動には職員も協働している。

<子ども教育学科>

子ども教育学科においても、学生の学修を中心とする大学生活の支援を行う体制としてチューター制度を採用している。子ども教育学科におけるチューター制度として、学生 8 名につき 1 名の専任教員がチューターの役割を担い、定期的に個人面談を行うとともに、授業や教務委員・学生指導委員の教員や事務職員と連携し、情報を共有し、学修を中心とした大学生活における相談・指導を行っている。また、全専任教員と事務職員

が協力し、学生に対し、卒業・免許・資格取得・質の高い教師や保育士を保証し、一貫性を持った履修指導ができるように、履修指導マニュアルを作成し、共有する機会を持っている。(資料編【資料 2-3-6】履修指導マニュアル)

学期のはじめには、ガイダンスを行い、全専任教員により学生の学修をバックアップする体制をとっている。さらに、教職実践演習・保育実践演習授業担当者の協力のもと、履修カルテ・保育士課程ポートフォリオを活用し、期ごとに学生が自ら学びを振り返り、関連科目を理解し、免許及び資格に関する科目の自己点検及び評価をし、目的を持った履修ができるように支援・指導している。(資料編【資料 2-3-7】履修カルテ、【資料 2-3-8】保育士課程ポートフォリオ)

1 年前期の終わりには、学生が自らのキャリアを見通して、1 年後期からのコース選択を行うことができるよう、コース選択のための履修説明会を開催している。それを受けて、具体的に、教員採用試験および保育士採用試験の対策講座を開設し、4 年間のスケジュールを組み、計画的に進めている。(資料編【資料 2-3-9】コース選択のための履修説明会配布資料、【資料 2-3-10】対策講座実施計画)

学生の学修及び授業支援に対する学生の意見を汲み上げるために、学生にアンケートを行い、その結果を教職員で共有している。また、チューターが各担当学生の「学生調書」を作成し、全学生の情報の共有を図っている。(資料編【資料 2-3-11】子ども教育学科学生アンケート結果、【資料 2-3-12】学生調書(様式))

子ども教育学科においても、上述の通り、オフィスアワー制度を実施している。子ども教育学科においては、それぞれの教員研究室に、一週間の時間割や研修日やオフィスアワーの時間が記載されたシートを掲示し、学生が訪問・相談できる体制を整え対応している。

子ども教育学科では、中途退学者・休学者は、未だ発生していないが、今後生じることがないように、年度末に保護者懇談会を開催する等の予防策を講じている。

◇エビデンス集(資料編)

- 【資料 2-3-1】 チューター制度実施要領
- 【資料 2-3-2】 領域代表者連絡調会議について
- 【資料 2-3-3】 宇品キャンパス学生手帳 (p.34)
- 【資料 2-3-4】 リハビリテーション学科講義概要 (p.110、p.131)
- 【資料 2-3-5】 リハビリテーション学科国家試験対策委員会規程
- 【資料 2-3-6】 履修指導マニュアル
- 【資料 2-3-7】 履修カルテ
- 【資料 2-3-8】 保育士課程ポートフォリオ
- 【資料 2-3-9】 コース選択のための履修説明会配布資料

【資料 2-3-10】 対策講座実施計画

【資料 2-3-11】 子ども教育学科学生アンケート結果

【資料 2-3-12】 学生調書（様式）

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

看護学科においては、休学者が依然として一定数発生しており、これらが中途退学につながっている傾向も見受けられる。年次別に見た中途退学者の割合は、1 年次が最も多く全体の 50% を占め、次いで 2 年次が 29% となっており、1、2 年次だけで中途退学者の約 80% となっていることから、平成 27 年度にチューター制度を見直し、学生への学修及び授業支援の強化を図っている。

本学に入学してくる学生は、専門科目を学修していくうえでの基礎的理解力が十分とはいえなかった。その学修には、数学・生物・化学・国語（書く力・読む力・聞く力・コミュニケーション力）・英語などの基礎学力が不可欠であるとの考えのもと、平成 27（2015）年度の入学生から「入学前準備教育」として、希望者に対し上記科目に関するテキストと DVD 教材を用いての入学前教育を行い、基礎学力の充実への取り組みを図っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定結果の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、教育目的及び人材養成目標を踏まえ、全学ディプロマ・ポリシーを以下の通り設定している。また、この全学ディプロマ・ポリシーに基づき、各学科のディプロマ・ポリシーをそれぞれ設定している。これらディプロマ・ポリシーは、「学生便覧」に掲載することで、学生及び教職員に周知を図っている。（資料編【資料 2-4-1】平成 27 年度学生便覧，3つのポリシーpp.4-7）

[大学のディプロマ・ポリシー]

広島都市学園大学では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生は、卒業が認定される。

- (1) 慈愛ある社会人として、自律した幸せな人生を創出できる能力
- (2) 人間を広い領域から捉え人を愛する心と専門技術を統合できる能力
- (3) 未来の担い手として、専門知識と生命の尊厳や人間尊重を基本とする実践ができる能力
- (4) 将来専門職業人として新たな価値を創造できる能力
- (5) 地域社会・国際社会と協働し、人々の健康生活のニーズや社会的ニーズに対応できる能力

各学科のディプロマ・ポリシーは以下の通りである。

<看護学科>

広島都市学園大学健康科学部看護学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生は、卒業が認定されます。

- (1) 平和を希求する心と豊かな人間性を身につけていること
- (2) 知識、技術の応用能力と高い倫理観を基盤にした看護実践能力を身につけていること
- (3) 地域社会・国際社会と協働し、人々の健康生活のニーズや社会的ニーズに対応できる能力を身につけていること

<リハビリテーション学科>

1. 総合的な臨床能力・実践力を持つ
2. 自律して自己学習できる力を持つ
＝自ら改革できる能力をもつ
3. 考える力、判断する力、解決する力を持つ
＝卒業研究や臨床実習を通して課題を解決する能力をもつ
4. 国家試験に合格できる学士力を持つ

卒業単位認定要件は、これらを身につけ、規定単位 127 単位を修得していることである。

<子ども教育学科>

所定の単位とともに、以下の力を修得した者に、卒業を認定する。

- ・平和を希求し、その教育に努め、幸せな人生を創造しようとする力
- ・人間愛のもと、ケアすることの意義を教育・保育の専門性において学び、専門的な知識・技術との統合を図る力
- ・修得した専門的な知識・技術を活用し、教育者・保育者として実践する力
- ・教育者・保育者として研究し、新たな価値の創造を図る力
- ・社会との連携を図り、人々の教育的・保育的ニーズや社会的ニーズに応えることができる力

各学科における、単位認定、進級及び卒業・修了要件の基準とその運用等については、以下の通りである。

<看護学科>

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については、学則等に明示されている。

即ち、健康科学部看護学科の場合、4年以上在籍し124単位以上修得した者に対して卒業が認定され、学士（看護学）の学位が授与されるとともに、看護師国家試験受験資格が与えられる。なお、保健師課程選択者の場合、卒業に必要な単位数は142単位（上記124単位に加えて18単位の修得）が必要となる。（資料編【資料2-4-2】平成27年度学生便覧，学則 p.21）

単位認定等成績評価については、全学科ともに、学則及び履修規程に定められている素点（100点満点）とSABCDの5段階評価で行っている。また、試験の受験資格についても明確に定めており、単位認定に当たっての厳正性の確保を図っている。（資料編【資料2-4-3】平成27年度学生便覧，健康科学部履修規程 pp.43-44）

なお、成績評価の方法のひとつとして近年採用が一般化し始めているGPAについては、平成26（2014）年度より3学科共に導入している。（資料編【資料2-4-4】平成27年度宇品キャンパス学生手帳 p.22、【資料2-4-5】平成27年度西風新都キャンパス学生手帳 p.51）

3学科ともに、年次単位の進級という概念はなく、所定の単位数を修得すれば卒業要

件を満たすことになる。但し、看護学科において、必修科目の中で重要な位置を占めるのが臨地実習科目であり、各実習科目の履修については先行要件となる講義科目並びに実習科目が定められており、これらの先行要件の科目の履修が終了しない場合には臨地実習を履修できない。また、この実習先行要件科目については、実状に即して適宜見直しをしている。(資料編【資料 2-4-6】平成 27 年度学生便覧, 看護学科における臨地実習科目等を履修するための要件 pp.52-53)

卒業・修了認定については、上記の通り、学則において卒業要件として必要修得単位数が記載されている。但し、学則に「学位の授与に関し必要な事項は別に定める」とし、別途学位授与規程を設けている。(資料編【資料 2-4-7】広島都市学園大学学位規程)

単位認定、実習先行要件の修了認定及び卒業・修了認定等の作業は、まず各学科の教務委員会で審議し、学科教員会議及び教授会での審議を経て学長が決裁するというプロセスを経ることによって公平性、公正性を確保している。

<リハビリテーション学科>

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については学則等において明示されている。

即ち、リハビリテーション学科の場合は、4 年以上在籍し 127 単位以上修得した者に対して卒業が認定され、学士(理学療法士あるいは作業療法士)の学位が授与されるとともに、理学療法士あるいは作業療法士国家試験受験資格が与えられる。(資料編【資料 2-4-8】平成 27 年度学生便覧, 学則 p.26、p.31)

単位認定等成績評価については、学則及び履修規程に定められている素点(100 点満点)と SABCD の 5 段階評価に加え、成績評価の方法のひとつとして近年採用が一般化し始めている GPA を併用している。また、試験の受験資格についても明確に定めており、単位認定に当たっての厳正性の確保を図っている。(資料編【資料 2-4-9】平成 27 年度学生便覧, 健康科学部履修規程 pp.43-44)

年次単位の進級という概念はなく、所定の単位数を修得すれば卒業要件を満たすことになる。但し、必修科目の中で重要な位置を占めるのが臨床実習科目であり、各実習科目の履修については先行要件となる講義科目並びに実習科目が定められており、これらの科目の履修が終了しない場合には臨床実習を受講できない。(資料編【資料 2-4-10】平成 27 年度学生便覧, リハビリテーション学科における臨床実習科目を履修するための要件 p.54)

卒業・修了認定については、上記の通り、学則において卒業要件として必要修得単位数が記載されている。但し、学則に「学位の授与に関し必要な事項は別に定める」とし、別途学位授与規程を設けている。(資料編【資料 2-4-11】広島都市学園大学学位規程)

単位認定、実習先行要件の修了認定及び卒業・修了認定等は、リハビリテーション学科の教務委員会で審議し、学科教員会議及び教授会での審議を経て学長が決裁するとい

うプロセスを経ることで公平性、公正性を確保している。

<子ども教育学科>

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については、学則において明示されている。(資料編【資料 2-4-12】平成 27 年度学生便覧, 学則 p.36)

単位認定等成績評価については、学則及び履修規定に定められている素点(100 点満点)と S ABCD の 5 段階評価を行っている。また受験資格についても明確に定めており、単位認定にあたっての厳正性の確保を図っている。また GPA による評価も導入されている。(資料編【資料 2-4-13】平成 27 年度学生便覧, 子ども教育学部履修規程 pp.46-50)

平成 26 (2014) 年度は、開設初年度のため卒業・修了認定は実施していない。

以上のように、3 学科とも大学の使命・目的に基づき、大学全体としてのディプロマ・ポリシーを定め、それに基づき、学科ごとにその特徴に合わせて学科のディプロマ・ポリシーを定めている。また、学則等において単位認定、進級及び卒業、修了認定等の基準が定められている。また、その適用に当たっては、教務委員会での審議、学科教員会議及び教授会での審議そして大学部長会での審議、決定と運営規程に基づき厳正に行っていると評価する。ただし、GPA の成績評価、学生指導等への利活用については検討の余地がある。

◇エビデンス集 (資料編)

- 【資料 2-4-1】 平成 27 年度学生便覧 3つのポリシー (pp.4-7)
- 【資料 2-4-2】 平成 27 年度学生便覧 学則 (p.21)
- 【資料 2-4-3】 平成 27 年度学生便覧 健康科学部履修規程 (pp.43-44)
- 【資料 2-4-4】 平成 27 年度宇品キャンパス学生手帳 (p.22)
- 【資料 2-4-5】 平成 27 年度西風新都キャンパス学生手帳 (p.51)
- 【資料 2-4-6】 平成 27 年度学生便覧 看護学科における臨地実習科目等を履修するための要件 (pp.52-53)
- 【資料 2-4-7】 広島都市学園大学学位規程
- 【資料 2-4-8】 平成 27 年度学生便覧 学則 (p.26、p.31)
- 【資料 2-4-9】 平成 27 年度学生便覧 健康科学部履修規程 (pp.43-44)
- 【資料 2-4-10】 平成 27 年度学生便覧 リハビリテーション学科における臨床実習科目を履修するための要件 (p.54)
- 【資料 2-4-11】 広島都市学園大学学位規程
- 【資料 2-4-12】 平成 27 年度学生便覧 学則 (p.36)
- 【資料 2-4-13】 平成 27 年度学生便覧 子ども教育学部履修規程 (pp.46-50)

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

GPA の活用方法については、FD 推進委員会主催による全学的な GPA 活用に向けた意見交換会を開催し、その内容を踏まえ、学科ごとの具体的活用方法について各学科教務委員会で検討、実施していく計画である。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

＜看護学科＞

看護学科では、学生全員が看護師になることを希望している。基本的には2年次前期での基礎看護学実習、3年次後期での各領域での実習、4年次での課題別統合実習など教育課程内の授業科目での病院及び施設等での臨地実習を体系的に行っており、これらの授業がキャリア教育の要となっている。

臨地実習は、実習委員会が中心となって実習計画を策定し、それに基づき、計画的に実施している。（資料編【資料 2-5-1】看護学科実習委員会規程）また、より良い臨地実習が行えるよう、学生に配布する「臨地実習要綱」は2年次、3年次、4年次と学年に合わせてそれぞれ作成しており、毎年看護学科教員全員で協力して内容を見直し、常に実状に応じたものに更新している。（資料編【資料 2-5-2】平成 26 年度臨地実習要綱）

看護学科では、学生のキャリア形成において、卒業要件を満たすだけでなく国家試験への合格が重要な意味を持つため、国家試験対策委員会が主体となって国家試験対策を計画的に進めている。（資料編【資料 2-5-3】看護学科国家試験対策委員会規程）具体的には、2・3・4年次生を対象に、国家試験対策実施計画を立案し、実施している。（資料編【資料 2-5-4】平成 27 年度国家試験対策実施計画）その方法は、教育課程による授業以外の時間を活用し、各学年に応じて既習内容を基に、学内で独自に作成した模擬試験及び全国の学生を対象とした全国统一模擬試験（業者）を適切に組み込み計画立案し、実施後は迅速に採点して、その結果や全国レベルでの評価を各学生及びチューターに返却し、学生の学修状況に応じた指導を行える配慮を行っている。特に、4年次生には、年間の国家試験対策計画を実施しながら、11月から2月の国家試験受験までの期間について、2～3日/週、国家試験強化対策集中講義・模擬試験対策計画を立案し、全教職員の協力を得ながら国家試験に対応した学力の充実を図っている。

学生の就職活動にかかわるサポートは、キャリアサポート委員会が主体となって、年間スケジュールを策定し、それに基づき、就職ガイダンス等のイベントを計画的に実施している。（資料編【資料 2-5-5】キャリアサポート委員会規程）具体的な支援活動として、就職ガイダンス、就職試験の為の面接・マナー講座、「就活マニュアル」の作成等を行っている。また、毎年度4月に、4年次生を対象とした進路希望調査を実施し、学生の進路希望状況等を細かく把握し、就職支援に役立てている。（資料編【資料 2-5-6】キャリアサポート年間スケジュール、【資料 2-5-7】学生進路希望調査用紙、【資料 2-5-8】

就活マニュアル)

<リハビリテーション学科>

リハビリテーション学科では、学生全員が理学療法士及び作業療法士になることを希望している。基本的には2年次前期での臨床見学実習、3年次後期での臨床評価実習、基礎臨床実習、3年次後期及び4年次での総合臨床実習など教育課程内の授業科目での病院及び施設等での実習を行っておりこれらの授業がキャリア教育の要となっている。また、それら臨床実習に臨むにあたっては臨床実習指導（含演習）という授業科目があり医療倫理や接遇等について学ぶ機会を提供しておりその授業もキャリア教育を実施している。

教育課程外においてはキャリアサポート委員会が担っている。（資料編【資料 2-5-9】リハビリテーション学科キャリアサポート委員会規程）

委員会では現在、主に以下のテーマについて協議を行っている。

- ・キャリアサポートセンターの設置検討
- ・各年次におけるキャリアサポート計画の作成（自己点検シートの作成等）
- ・在学中に取得できる資格の検討及び取得のためのサポート（住環境コーディネーター等）
- ・外部委託業者（マイナビ等）によるキャリアガイダンスの検討

<子ども教育学科>

4月と9月に学生オリエンテーションを行い、大学での学修と単位の上限などの説明を行っている。また、チューターが中心となって、免許・資格を取るために必要な授業科目と単位数の説明を行い、学生に対して個別面談をし、各学生に応じたコース選択ができるよう、アドバイスを行っている。

子ども教育学科は、教育課程内に「キャリア教育」科目を配当している。（資料編【資料 2-5-10】平成27年度子ども教育学部講義概要 p.3）「キャリア教育」は、I～IVまで年次ごとに組まれているが、授業担当者で話し合っ、系統的にキャリア意識の形成やキャリア知識の獲得ができるように計画し、実施している。また、授業科目「学びのベーシック」では、授業の一環として、保育園、幼稚園、小学校を訪問し、保育・教育活動を見学している。（資料編【資料 2-5-11】平成27年度子ども教育学部講義概要 pp.19-20）また、「特別なニーズ教育および保育論」の授業では、特別支援学校の授業を参観している。（資料編【資料 2-5-12】平成27年度子ども教育学部講義概要 p.86）同様に、2年次対象の授業科目「社会的養護」「社会福祉」において、社会福祉施設の見学を行っている。（資料編【資料 2-5-13】平成27年度子ども教育学部講義概要 pp.57-58）

キャリア指導委員会は、学部長とともに小学校、幼稚園、保育園や教育委員会などの各教育機関に将来の実習等の依頼のための挨拶に行っている。また、学部内では実習委員会、学生指導委員会、チューターと連絡を密にしており、さらに会議で最新の情報を共有するようにしている。

しかしながら、キャリアに活かす学校支援活動、ボランティア活動の実施体制は十分であるとはいえないため、平成 27 年度より具体的運用を図るための準備を進めている。

「採用試験対策講座」については、平成 26 年度に、4 年間の流れを計画し、後期から講義を開始した。平成 27 年度においては、1・2 年次とも前期より週 1 コマの頻度で実施する予定である。

平成 27 年度は、キャリア指導委員会が主体となって、上述した一連のキャリア教育をキャリアマップとしてまとめる準備を進めている。

以上のように、3 学科ともに教育課程内及び教育課程外でのキャリア教育のための支援体制並びに就職・進学に対する相談・助言体制は、適切に整備され、運営されている。

◇エビデンス集

- 【資料 2-5-1】看護学科実習委員会規程
- 【資料 2-5-2】平成 27 年度看護学科臨地実習要綱
- 【資料 2-5-3】看護学科国家試験対策委員会規程
- 【資料 2-5-4】平成 27 年度国家試験対策実施計画
- 【資料 2-5-5】看護学科キャリアサポート委員会規程
- 【資料 2-5-6】看護学科キャリアサポート年間スケジュール
- 【資料 2-5-7】学生進路希望調査用紙
- 【資料 2-5-8】就活マニュアル
- 【資料 2-5-9】リハビリテーション学科キャリアサポート委員会規程
- 【資料 2-5-10】平成 27 年度子ども教育学部講義概要 (p.3)
- 【資料 2-5-11】平成 27 年度子ども教育学部講義概要 (pp.19-20)
- 【資料 2-5-12】平成 27 年度子ども教育学部講義概要 (p.86)
- 【資料 2-5-13】平成 27 年度子ども教育学部講義概要 (pp.57-58)

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

未だ完成年度を過ぎていないリハビリテーション学科及び子ども教育学部は言うに及ばず看護学科においても未だ歴史が浅く、平成 25 (2013) 年 3 月に初めて卒業生が輩出されたばかりである。そのため、就職・進学の実績に関するデータは少ない。よって、これを補うために、キャリアサポートセンター及び各学科キャリアサポート委員会が主体となって、学生の要望等を積極的にキャリア指導に反映できる体制を構築する。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発について

<看護学科>

教育目的の達成状況のうち、知識・技術の修得状況については、基本的には定期試験の結果及び授業評価アンケートの実施を通じて把握している。

さらに、知識・技術だけでなく、チーム医療の一翼を担える人間性豊かな看護職者の育成という総合的な学修達成状況については、2年次後期から4年次前期にかけて実施している臨地実習における評価を通じて把握している。臨地実習においては、学生の自己評価をベースに担当教員の評価、実習先の指導者の評価を加えて、教育目的の達成状況を評価する方法により成績評価を行っており、これらの評価を通して、総合的な学修達成状況の把握を行っている。（資料編【資料 2-6-1】学生授業評価アンケート調査の集計結果、【資料 2-6-2】平成 26 年度看護学科臨地実習要綱）

また、平成 26（2014）年度から「学生の学修行動等把握のためのアンケート調査」を全学的に実施し、学生の学修行動の把握を行い、指導方法等の改善に役立てている。（資料編【資料 2-6-3】学生の学修行動等把握のためのアンケート調査 集計結果）なお、本アンケートの質問内容は以下の通りである。

[平成 26 年度 学生の学修行動等把握のためのアンケート調査の内容（簡略）]

- 問 1. 授業に対して、毎回予習・復習を行っているか。
- 問 2. 一日平均すると、どれくらい予習・復習を行っているか。
- 問 3. 予習・復習は主としてどこで行っているか。
- 問 4. 病気などのやむを得ない理由ではなく、授業を休む場合の理由は何か。
- 問 5. レポートや課題で調べ物とする時の情報源は何か。
- 問 6-1. 今年度、教員へ質問にどれくらい行ったか。
-2. また教員へ質問に行かない理由は何か。
- 問 7. 指定された教科書は購入しているか。
- 問 8. 問 7 で購入しない理由は何か。
- 問 9. 学習のためにインターネットを一日に何時間くらい使用しているか。
- 問 10. 学習時間以外のインターネットの利用時間はどのくらいか。
- 問 11. 高校で履修しなかった科目のために、大学の授業で理解するのが困難だったことはあるか。

- 問 12. 問 11 であると答えた人で、大学入学後どのように勉強したか。
- 問 13. 期末試験の試験勉強時間は、1 科目あたりどれくらいか。
- 問 14. 大学教育についてどう思うか。
- 問 15. 知識・能力は現在の教育で獲得できると思うか。
- 問 16. 問 15 で「獲得できない」と答えた人は、どのように身につけようと思っているか。
- 問 17. 自分が所属する学部・学科等において、どんな資格・免許が取得できるか知っているか。
- 問 18. 資格取得に関する情報は十分に提供されていますか。
- 問 19. 英語でもっと向上させたい能力を挙げてください。
- 問 20. 英語の授業を受けて学ぶことができたと思うか。
- 問 21. 大学での英語の授業以外にどんな英語学習を行っていますか。
- 問 22. 授業期間中に、アルバイトは何時間くらいしているか。
- 問 23. アルバイトの目的は何か。
- 問 24. 学内サークルに何時間くらい費やしているか。
- 問 25. 学外でのサークル活動やボランティア活動に週あたり何時間くらい費やしているか。
- 問 26. 大学教育全体の満足度はどのくらいですか。

看護学科では、学生の学修達成状況を把握することは、国家試験への合格を達成するための重要な指標であるため、国家試験対策委員会が主体となって、2 年次生から定期的に学生の学修達成状況をモニタリングしている。具体的には、2・3・4 年次生は国家試験対策実施計画、4 年次生は国家試験強化対策集中講義・模擬試験・直前講座計画に基づき、学年ともに毎回の模擬試験、集中講義等への出席状況の確認と学内採点・評価処理した成績表を学生に返却し指導を行うとともに、チューターに報告し、学習指導の連携を図っている。4 年次生全国统一模擬試験の結果については、受験当日に自己採点をし、自己の学力の状況を把握させ、自己の苦手分野等の検討をさせ、次への課題を見出させている。また、結果は都度、チューターに報告し、看護学科教員会議では全員の教職員に学生の実態を報告するとともに指導方法等の意見を聴取し、チューターには適宜個人指導依頼をしている。

4 年次生には、看護師国家試験模擬試験に加えて保健師国家試験模擬試験も実施し、自己採点により自己の学習課題を明確にさせるとともに、結果をチューターに報告し、個人指導に役立てている。さらに、4 年次生では学内模擬試験を実施している。出題形式は国家試験を想定し、必修問題・一般問題・状況設定問題として出題、全国统一模擬試験評価規準に応じて A・B・C・D 評価を示し、学生に返却するとともにチューターにも返却している。なお、D 評価の学生に対しては、補充的な学修指導の必要がある為、教務委員会等の協力も得、該当学生への連絡や指導を適宜実施している。国家試験合格には本人だけでなく保護者の協力が不可欠であるため、12 月末に国家試験全員合格の目標達成をめざして、保護者に協力依頼文を郵送している。

<リハビリテーション学科>

教育目的の達成状況のうち、知識・技術の修得状況については、基本的には定期試験の結果及び授業評価アンケートの実施を通じて把握している。さらに、リハビリテーション学科が目標とする知識・技術だけでなく、チーム医療の一翼を担える人間性豊かな医療職者の育成という総合的な学修達成状況については、2年次から4年次前期にかけて実施している臨床実習を通じて把握している。臨床実習においては、学生の自己評価をベースに担当教員の評価、実習先の指導者の評価を加えて、成績評価を行っている。

全学科共通で実施している授業評価アンケート調査においては、授業内容や学生受講態度について調査を行っている。この調査結果は、各授業担当の教員にフィードバックされるとともにFD推進委員会に報告され、授業内容・方法等の改善に活用される仕組みになっている。

また、平成26(2014)年度は、上述した看護学科と同様に「学生の学修行動等把握のためのアンケート調査」を実施し、学生の学修状況を把握している。

リハビリテーション学科では、学生の学修到達状況を把握することは、国家試験への合格を達成するために重要な指標であるため、リハビリテーション学科国家試験対策委員会(以下、委員会)が打ち立てた指標に則って、1年次生の期末試験後のチューター面談で、GPAや再試験数を用いて学修指導等を行っている。

また、2年次生においては、年度末に実施される全国業者模擬試験(専門基礎3科目:解剖学・生理学・運動学)は学修到達度の指標となるため、その受験を推奨している。その結果を学修到達度の目標とし、冬季休業中に学生自己学習課題を配布し、提出させている。その内容は、解剖学・生理学・運動学の自己学習課題として、出題難易度の低い設定から開始することで学修の動機づけを図っている。本課題は、冬季休暇終了後に各チューターに提出して、チューター毎の個別学習指導を通して誤答問題などの弱点に対して補強学修を指導・実施している。また、個別指導の教育方針によっては、学生個別の学習ノートを作成し、調べた内容をまとめたり、関連することを広げるなどの自主学習の方法を指導している。

以下に、平成26(2014)年度、全国模擬試験の受験結果を添付する。受験率は、両専攻とも90%を越えており、各チューターからの指導実施率も高い結果となっている。これらの受験結果については、新年度のチューター面談においてフィードバックを行っており、以降に実施する成績面談の題材として活用している。

表 2-6-1 PT・OT 専門基礎 3 科目模試結果

		受験者数	総得点	解剖学	生理学	運動学
PT	本学	65 名	30.8 点	12.2 点	10.7 点	7.8 点
	全国	4,076 名	36.3 点	15.0 点	12.8 点	8.5 点
OT	本学	29 名	35.0 点	10.0 点	9.4 点	5.6 点
	全国	1,852 名	31.6 点	12.9 点	12.9 点	6.8 点
配点			100 点	42 点	33 点	25 点

<子ども教育学科>

教育目的の達成状況のうち、知識の修得状況については、日常的な授業の状況と定期試験の結果及び「授業評価アンケート調査」の実施を通じて把握している。

また、平成 26 (2014) 年度は看護学科、リハビリテーション学科と同様に「学生の学修行動等把握のためのアンケート調査」を実施し、学生の学修状況を把握している。

以上、本学の教育目的の達成状況については、各学科とも学生の学修状況等を組織的に、定期的な調査によって把握できる体制が整備されている。

②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

全学的に実施している授業評価アンケートの結果は、まず授業担当の教員にフィードバックされ、授業内容・方法の改善に活用される。更に、学修指導の中心的役割を担っているチューターを通じて学生にもフィードバックされるとともに、大学部長会に報告されたのち、FD 推進委員会における分析、検討を経て教育内容・方法の改善につなげていく仕組みになっている。

平成 26 (2014) 年度に実施した「学生の学修行動等把握のためのアンケート調査」の結果は、集計したのち、大学部長会で報告され、各学科教員会議を通じて全教員に周知することで各教員へフィードバックを行い、学生の学修支援に役立てている。

全学的な取り組みに加え、各学科独自の特徴的な取り組みは以下の通りである。

<看護学科>

平成 26 (2014) 年度は、4 年次生 (国家試験受験予定者) の学修指導を効果的に実施することを目的として、年間看護師全国统一模擬試験を 3 回、各回の試験後に集中講座を 3 回 (夏季・秋季・直前) 計画した。これにより、各回の全国统一模擬試験の評価結果を分析しつつ、各回の集中講座 (4 日間) において学修内容を検討し、学生の実態に応じてフィードバックしながら、学修指導を実施することができている。また、3 年次

生を対象に必修問題模擬試験を複数回実施している。これら模擬試験は、9月から開始する各領域の臨地実習の基礎知識となる内容であるので、試験結果は都度学生に返却し、それに基づき指導を行っている。(資料編【資料 2-6-4】平成 26 年度国家試験対策実施計画、【資料 2-6-5】平成 26 年度国家試験強化対策集中講義・模擬試験・直前講座計画)

<リハビリテーション学科>

今年度実施された臨床見学実習の成果については、各学生が他学生の前で、実習内容についてプレゼンテーションを実施し、取り組みについて報告会を実施した。また各学生を担当する指導教員によって、実習先から送られてきた成績表をもとに、各学生にフィードバックされ、実習後の授業に取り組む姿勢や、今後実施される基礎臨床実習、総合臨床実習に向けて、個々の学生に対する学習問題点の改善に向けて活用されている。そして、実習指導者から各チューターにもフィードバックされ、また情報を共有して、学修指導に活用されている。

<子ども教育学科>

子ども教育学科では、早い段階から学生の学修及び授業支援に対する学生の意見を汲み上げ、学修指導等の改善につなげるために、開学初年度の平成 26 (2014) 年度から学生に対し独自のアンケートを行い、その結果を教職員で共有している。また、チューターが各担当学生の「学生調書」を作成し、全学生の情報の共有を図っている。(資料編【資料 2-6-6】子ども教育学科学生アンケート結果、【資料 2-6-7】学生調書(様式))

以上、教育目的の達成状況について、概ね、各学科がそれぞれの状況に合わせ柔軟に達成状況を把握し、その結果を教育内容・方法の改善に結びつけている。

今後の課題としては、学生に対する学修指導の中心となるチューター制度の機能を向上させることであり、そのためには組織的な活動である FD 活動とチューター制度との連携を強化する必要がある。

◇エビデンス集

- 【資料 2-6-1】 学生授業評価アンケート調査の集計結果
- 【資料 2-6-2】 平成 26 年度看護学科臨地実習要綱
- 【資料 2-6-3】 学生の学修行動等把握のためのアンケート調査 集計結果
- 【資料 2-6-4】 平成 26 年度国家試験対策実施計画
- 【資料 2-6-5】 平成 26 年度国家試験強化対策集中講義・模擬試験・直前講座計画
- 【資料 2-6-6】 子ども教育学科学生アンケート結果
- 【資料 2-6-7】 学生調書(様式)

(3) 2-6 の改善・向上方策(将来計画)

FD 推進委員会において検討し、立案、実施される教育内容・方法の改善方策を、チ

ユーターによる学生への個別指導の改善につなげていく体制を確立する。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 学生生活の安定のための支援について

学生の心身の健康維持という観点から医務室及び学生相談室（カウンセラー室）を宇品キャンパス、西風キャンパスの両方に整備し、専任の看護師及び非常勤の臨床心理士を配置して学生の利用に供している。（資料編【資料 2-7-1】宇品キャンパス学生手帳 p.34-35、【資料 2-7-2】西風新都キャンパス学生手帳 p.60）

学生の経済面での支援としては、日本学生支援機構の奨学金や病院等が設けている看護学科学生を対象とした奨学金の受給手続きのサポートを学生課が行っている。

これら以外に、成績優秀者を対象とした本学独自の奨学金制度がある。この制度は、経済的支援という意味合いに加え、学業に対する意欲を高めることも目的としたものである。（資料編【資料 2-7-3】宇品キャンパス学生手帳 p.27、【資料 2-7-4】西風新都キャンパス学生手帳 p.54）また、女子学生が対象となるが、古沢学園の施設として学生寮も整備している。1人部屋を18室用意しており、本学の学生も常時10人程度が利用している。

その他、サークル活動の支援も行っている。宇品キャンパス、西風新都キャンパスの両キャンパスにおいて、さまざまなサークルが活動を行っている。（資料編【資料 2-7-5】平成28年度入学案内 p.35）各サークルには、部長あるいは顧問として教員・職員のいずれか1名以上が登録されており、教職員ともどもその活動をサポートしている。

また、本学では、本学と学生の父母等との連携を密にし、学生の課外活動や学生生活等を支援することを目的として、平成24年度から保護者の会を設立し、本学事務局が保護者の会事務局となり積極的に運営を行っている。保護者の会は、定期的に役員会及び総会を開催し、主に学生の課外活動への事業、学生行事（大学祭等）への援助、国家資格等取得への援助、教育上必要な施設・設備に関する援助等について、検討したうえで、援助活動を実施している。（資料編【資料 2-7-6】広島都市学園大学保護者の会規約）

学生の生活指導・支援を組織的に行う組織として、教員組織では学科ごとに学生指導委員会、事務組織では学生課がその任にあっている。（資料編【資料 2-7-7】各学科学生委員会規程集）

学生生活を行ううえでの危機管理については、年度初めのガイダンスにおいて、各学年に向け学生委員会より指導を行っている。また、学内での人身事故や急病、痴漢やストーカー、不審者などの事件犯罪、交通事故、火災や地震、学外実習での不測の事態等に分けて「学生手帳」に詳述し、様々な機会を通して教員が周知している。(資料編【資料 2-7-8】宇品キャンパス学生手帳 pp.36-39、【資料 2-7-9】西風新都キャンパス学生手帳 pp.61-65)

看護学科においては、学生生活を健康で安全に過ごすための啓発教育として、さまざまな講習会、調査等を実施している。具体的内容は、以下の通りである。

- ・毎年度、1年次生には、6月に防犯研修会を実施
- ・毎年度1～2年次生には、危険ドラッグと煙草の害について講習会を開催
- ・平成26(2014)年度においては、全学年を対象とし喫煙状況調査を実施

学生の保険に関しては、正課中、課外活動中等、教育活動中の事故によってケガをした場合、また、通学中やインターンシップ等の活動で他人にケガをさせたり、他人の財産を損壊させたりした場合のため、全学生に「学生教育研究災害傷害保険」と、「学研災付帯賠償責任保険」へ加入させている。(資料編【資料 2-7-10】宇品キャンパス学生手帳 pp.27-28、【資料 2-7-11】西風新都キャンパス学生手帳 p.55)

看護学科では、他学科に先駆けて、健康管理を組織的に行う組織として、感染対策委員会を設置している。感染対策委員会は、医務室と連携して、学内や病院実習での感染予防対策などを検討するとともに、インフルエンザをはじめとした感染対策への速やかな対応を行っている。また、学内においてインフルエンザ予防接種を行っている。(資料編【資料 2-7-12】看護学科感染対策委員会規程)

以上、学生の生活の安定のために、大学として組織的な支援措置を講じる体制を整え、適切に運営している。

②学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用について

学生生活に関する学生の意見や要望等については、基本的には、チューターがその仲介役を果たしており、定期的に、チューターと談話、相談できる機会を実施している。

その他に両キャンパスに、意見箱が設置されており、無記名での様々な要望・意見等の直接的な収集を行っている。(資料編【資料 2-7-13】宇品キャンパス学生手帳 p.31、)

以上、大学全体として、学生の要望・意見を積極的に取り入れた学生サービスを心がけている。

◇エビデンス集

- 【資料 2-7-1】 宇品キャンパス学生手帳 (pp.34-35)
- 【資料 2-7-2】 西風新都キャンパス学生手帳 (p.60)
- 【資料 2-7-3】 宇品キャンパス学生手帳 (p.27)

- 【資料 2-7-4】 西風新都キャンパス学生手帳 (p.54)
- 【資料 2-7-5】 平成 28 年度入学案内 (p.35)
- 【資料 2-7-6】 広島都市学園大学保護者の会規約
- 【資料 2-7-7】 各学科学生委員会規程集
- 【資料 2-7-8】 宇品キャンパス学生手帳 (pp.36-39)
- 【資料 2-7-9】 西風新都キャンパス学生手帳 (pp.61-65)
- 【資料 2-7-10】 宇品キャンパス学生手帳 (pp.27-28)
- 【資料 2-7-11】 西風新都キャンパス学生手帳 (p.55)
- 【資料 2-7-12】 看護学科感染対策委員会規程
- 【資料 2-7-13】 宇品キャンパス学生手帳 (p.31)

(3) 2-7 の改善・向上方策 (将来計画)

特になし。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置について

<看護学科>

看護学科の平成 27 (2015) 年度 5 月 1 日現在における専任教員数（助教以上、特任教授 3 人を含む）は 28 人である。これに助手を含めると 34 人が看護学科の教育に携わっていることとなる。内訳は、教授 13 人（学長、副学長を含む）、特任教授 3 人、准教授 4 人、講師 5 人、助教 3 人、助手 6 人である。大学設置基準に定められている必要専任教員数は 12 人であり、そのうち教授を 6 人以上確保することが求められており、看護学科はこの基準を満たしている。

しかしながら、技術演習科目においては、専任教員だけでは学生への対応に限りがあるため、専任教員に加えて非常勤演習助手を配置することによって対応している。

また、実習科目においても、各領域で同時期に多数の施設に実習指導に出向かなければならない。一人の教員が対応できる施設数には限りがあるため、専任教員に加えて非常勤演習実習助手を配置することによって対応している。

このような状況にあって、授業や実習指導に支障が出ないように、専任教員や実習指導を担当する非常勤演習助手を必要に応じて採用する等適切な教育体制を維持するための工夫を行っている。

教員組織の年齢構成については、専任教員の平均年齢は 56.7 歳である。特任教員 3 人及び学長を除くと、在籍している専任教員の平均年齢は 54.1 歳となっており、開学初年度から現在まで、年齢は低下傾向になっている。

<リハビリテーション学科>

リハビリテーション学科については、平成 27 (2015) 年度 5 月 1 日現在、専任教員数 18 人、そのうち教授は 6 人である。その内訳は、教授 6 人（学長、副学長を含む）、准教授 4 人、講師 8 人である。大学設置基準に定められている必要専任教員数は 9 人であり、そのうち教授を 5 人以上確保することが求められており、リハビリテーション学科はこの基準を満たしている。

<子ども教育学科>

子ども教育学部子ども教育学科は、設置計画通りに、概ね教員の確保と配置が行われている。

以上、3学科とも大学設置基準で定められた専任教員数、教授数は確保されている。但し、以下の点について改善が必要であると考ええる。

- ・看護学科は、教育に支障が出ないような必要教員数の確保に向けて、非常勤演習助手の活用を含めて引き続き検討していく必要がある。その際、領域別の教員配置（主に助手）は、教員の専門性・臨床経験を考慮した教員配置の在り方や、専門性を高めるための教員教育が求められる。また、教員組織の平均年齢が高く、5～10年後に退職を迎える教員が多数在籍している。教授能力の安定的な維持の視点から、今後も計画的に若手人材の採用を積極的に進めることにより、さらに平均年齢の引き下げを図る必要がある。

②教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FDをはじめとする教員の資質・能力向上への取り組みについて

全学的取り組みとして、専任教員の採用、昇任については、「教育職員選考規則」、「教育職員選考規則取扱内規」及び「広島都市学園大学教育職員昇任及び採用の審査に係る運用に関する申し合わせ」を規定し、平成 25（2013）年度より運用している。（資料編【資料 2-8-1】教育職員選考規則、【資料 2-8-2】教育職員選考規則取扱内規、【資料 2-8-3】広島都市学園大学教育職員昇任及び採用の審査に係る運用に関する申し合わせ）

教員評価に関しては、「教員個人評価基準」及び「教員個人評価実施基準」を規定化しており、これらに基づき、平成 25（2013）年度から専任教員が年間の教育研究活動の実績等について自己申告することを開始した。（資料編【資料 2-8-4】教員個人評価規則、【資料 2-8-5】教員個人評価実施基準）

教員の研究活動については、学術誌編集委員会の設置・運営（資料編【資料 2-8-6】広島都市学園大学雑誌「健康科学と人間形成」創刊号）や研究組織の編成等により、研究活動への支援環境を整備している。また、教員の研究活動のための時間確保において課題はあるものの、科学研究費助成事業の申請数は、平成 25（2013）年度は 1 件であったが、平成 26（2014）年度は 14 件へと増加している。（資料編【資料 2-8-7】科研費応募申請件数の推移）

FD 活動については、規程も定めて FD 推進委員会を組織している。（資料編【資料 2-8-8】FD 推進委員会規程）教員の研修については、内部研修として、FD 活動の一環として毎年定期的に行っている。外部研修としては、個人の希望あるいは大学として必要と認めた場合に指名制で実施している。

FD 活動実績として、平成 26 年度後期に実施された「学生授業評価アンケート」の実

施報告は、教員にフィードバックされ、この評価に対する担当教員のコメントが提出されており、次年度の授業改善に取り組んでいる。(資料編【資料 2-8-9】平成 26 年度授業評価に対する教員のコメントのまとめ(抜粋)) FD 推進委員会の活動内容は平成 25 (2013) 年度から研修会などの開催計画の見直しを図っており、平成 26 (2014) 年度は、授業改善等の研修会を積極的に行うこととして 5 回実施している。(資料編【資料 2-8-10】平成 26 年度 FD 講演会及び研修会の開催概要)

また、平成 27 (2014) 年度前期の FD 講演会では、平成 27 (2014) 年度 AO 及び推薦入学試験合格者に対する入学前教育の実施の必要性及び有効性及び導入実績についてのテーマ及びアクティブラーニングに関する講演を予定している。(資料編【資料 2-8-11】平成 27 年度 FD 推進委員会事業計画)

以上、教員の採用、昇任の方針については明確に示し適切に運用している。FD 活動については、これまでも各種の研修会を開催して教員(非常勤演習助手も含めて)の能力向上や教育方法の開発に取り組んできている。また、教員の研究活動への環境整備がなされてきたため、教員の意識変化がみられている。

③教養教育実施のための体制整備について

本学は専門職業人の養成に特化した大学であり、学部学科ごとに養成する専門職に必要な教養教育を実施してはいるが、全学部学科に共通する教養教育を実施するうえでの考え方として、本学の建学の精神である「心技一体」がある。

看護学科における教養教育の位置づけとしては「設置趣意書」の中に、「教養教育は、一般教養を身につけ学生の人格形成の根幹となるものであり、「心技一体」の本学の理念に則り、未来を担う一人の人間として、人間性豊かな人材を養成するために、看護学士課程教育の基盤として位置付ける。」と記述している。(資料編【資料 2-8-12】広島都市学園大学健康科学部設置認可申請書の『設置の趣旨等を記載した書類』pp.17-18)

リハビリテーション学科における教養教育の位置づけとしては設置趣意書の中で、リハビ「質の高い教養教育を行うことにより、幅広い教養と豊かな人間性を備えた人材を育成する」としている。(資料編【資料 2-8-13】広島都市学園大学健康科学部設置認可届出書の『設置の趣旨等を記載した書類』p.15)

子ども教育学科における教養教育の位置づけとしては「設置趣意書」の中に、「本学の建学の精神である「心技一体」が示すように、教養教育では、心身ともに健康であり、自然や環境に関心をもち、豊かな心と優れた技術を統合できる有能な人材を養成していく。さらに、さまざまな人とのコミュニケーションをとおして多様な文化や社会を理解するとともに市民として社会的責任を果たすための態度を身につけた人材を養成する。」と記述している。(資料編【資料 2-8-14】広島都市学園大学子ども教育学部設置認可申請書の「設置の趣旨等を記載した書類」p.37)

即ち、3 学科ともに、教養教育においては、修得した知識と優れた技術を統合できる能力を身につけるための基盤として、幅広い教養と豊かな人間性を育むことに主眼を置

いている。このことは、本学のカリキュラム・ポリシーにおいて、大学全体のカリキュラム・ポリシーにおいて教養教育（教養科目）の実施方針を示し、この方針に基づき各学科のカリキュラム・ポリシーにおいて学科ごとの教養教育（教養科目）の位置づけを具体的に明示することで、学生に周知している。（資料編【資料 2-8-15】平成 27 年度学生便覧，3 つのポリシー pp.4-7）

以上を具現化するための本学の教養教育実施体制として、教養教育科目 2 科目「建学の精神」「コミュニケーション技法」を、幅広い教養と豊かな人間性を育むうえで重要な科目と位置づけ、全学共通科目として全学部学科に必修科目として配置し、学長自らがこれら 2 科目の授業担当となることで、学部学科によらず、本学の建学の精神「心技一体」を実現しうる人材の養成を図っている。

◇エビデンス集

- 【資料 2-8-1】 教育職員選考規則
- 【資料 2-8-2】 教育職員選考規則取扱内規
- 【資料 2-8-3】 広島都市学園大学教育職員昇任及び採用の審査に係る運用に関する申し合わせ
- 【資料 2-8-4】 教員個人評価規則
- 【資料 2-8-5】 教員個人評価実施基準
- 【資料 2-8-6】 広島都市学園大学雑誌「健康科学と人間形成」創刊号)
- 【資料 2-8-7】 科研費応募申請件数の推移
- 【資料 2-8-8】 FD 推進委員会規程
- 【資料 2-8-9】 平成 26 年度授業評価に対する教員のコメントのまとめ（抜粋）
- 【資料 2-8-10】 平成 26 年度 FD 講演会及び研修会の開催概要
- 【資料 2-8-11】 平成 27 年度 FD 推進委員会事業計画
- 【資料 2-8-12】 広島都市学園大学健康科学部設置認可申請書の「設置の趣旨等を記載した書類」（pp,17-18）
- 【資料 2-8-13】 広島都市学園大学健康科学部設置認可届出書の「設置の趣旨等を記載した書類」（p.15）
- 【資料 2-8-14】 広島都市学園大学子ども教育学部設置認可申請書の「設置の趣旨等を記載した書類」（p.37）
- 【資料 2-8-15】 平成 27 年度学生便覧，3 つのポリシー（pp.4-7）

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

特になし。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理について

＜宇品キャンパス＞

宇品キャンパスに関しては、大学設立当初から大学設置基準に従い整備を行っている。看護学科については定員を上回る学生数が存在しているため、多人数授業が余議なくされている。そこで、120名収容できる中講義室(2室ある)に設置しているモニターを大型画面への切り替えると同時に、中間にあるテレビ画面2か所の設置を行うことで、学習環境の改善を図った。また、教員は授業に当たり、ノートパソコンを準備してセッティングに時間を要していたが、中講義室には常時パソコンが設置され、使用しやすくなった。

さらに、看護学科では学生数の増加に伴い教室が不足し教室の回転がうまくいかない状況にあったが、平成26(2014)年度子ども教育学部設置に伴い、2号館を増設したことで、使用できる教室が増え、前年度までの課題であった慢性的な教室不足が解消された。また、子ども教育学部設置により、新たな施設として体育館、テニスコートが設置され、体育の授業、学生の課外活動等において活用できている。

その他、学生が授業のない土曜日においても教室を開放することにより国家試験受験者が学習を行いやすくなった。

以上のように、教育環境については、定期的に改善を行ってきている。(資料編【資料2-9-1】平成28年度入学案内 pp.37-38)

＜西風新都キャンパス＞

校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境については、基本的には大学設置基準に従い整備しているが、学生数に対応した実習ができるように改修を行う等、随時見直し改善を図っている。(資料編【資料2-9-2】平成28年度入学案内 pp.37-38)

＜図書館＞

図書館は、運営主体として附属図書館運営委員会を置いている。(資料編【資料2-9-3】附属図書館運営委員会規程) 図書館の整備・運営は、開学図書から看護学科完成年度までは、大学設置申請時の計画に基づき計画通りに実施されてきたが、平成25(2013)年度のリハビリテーション学科開設に伴い、新たに整備計画(4年間)を策定し直した。現在は、平成26(2014)年度の子どもの教育学部開設により、平成25(2013)年度からの計画に修

正を行い、その計画に基づき運営がなされている。また、将来的に大学図書館が担うべき情報センターとしての役割を踏まえ、現在進捗中の計画に加え、今年度において中長期計画を策定した。(資料編【資料 2-9-4】附属図書館中長期計画)

以上、施設・設備等は、大学設置基準に基づき整備しており、教育環境の充実に必要となる施設・設備等については、随時見直し改善を図っている。

②授業を行う学生数の適切な管理

<看護学科>

演習科目や英語の授業科目については少人数クラス編成によって教育効果を保つ努力を行っている。専門科目の技術演習科目においては、教育効果を上げるためにグループ人数(最大6名程度)に配慮して、非常勤演習助手を増やし、授業回数を増やすなどの努力をしているが、領域によっては学生12名を1教員が指導することもある。

<リハビリテーション学科>

リハビリテーション学科については、一般教養科目や一部の専門基礎科目において理学療法学専攻および作業療法学専攻の合同授業となり、多人数授業を余儀なくされている実態がある。設備面での対応策として、講義室の後方に座った学生にも黒板の字やスクリーンに写された講義内容が見えやすくなるように、講義室の中央部に小画面の液晶モニターを設置することで当面の対応を行ったが、教育効果の面からは検証する必要がある。またIT教室を使用する科目や英語の授業科目については、少人数クラス編成によって効率的な演習となるよう工夫している。また、専門科目の技術演習授業においては、教育効果を保つための複数教員を配置し対応を行っている。

<子ども教育学科>

子ども教育学科においては、各授業の学生数は適切な管理のもとで実施されている。

以上、看護学科では、少人数グループでの学習が必要な演習科目については必要に応じ対応している。領域によっては非常勤演習助手の確保が難しい場合もあり、グループ人数を調整して、効果的な授業ができるように工夫している。しかし、今後は領域ごとの教員配置のバランスを考えて、各領域への非常勤演習助手の配分を検討する必要がある。

リハビリテーション学科では、多人数の学生に対する授業については、授業方法の工夫、複数教員の援助によって対応している。しかし、一部の実験、実習科目において、適切な人数管理が不十分であり、今後、検討が必要である。

子ども教育学科は、授業を行う学生数について適切である。

◇エビデンス集

【資料 2-9-1】 平成 28 年度入学案内 (pp.37-38)

【資料 2-9-2】 平成 28 年度入学案内 (pp.37-38)

【資料 2-9-3】 附属図書館運営委員会規程

【資料 2-9-4】 附属図書館中長期計画

(3) 2-9 の改善・向上方策 (将来計画)

看護学科においては、技術演習科目の授業では、非常勤演習助手の確保についての具体的方策を教務委員会及び実習委員会により検討を行う。

リハビリテーション学科においては、教室の効率的な使用について教務委員会で検討する。

【基準 2 の自己評価】

以下に示す基準項目 2-1 から 2-9 の自己判定の理由に基づき、基準 2 を満たしていると判断する。

2-1. 学生の受入れ

入学者受入れの方針は明確に定められており、それらの周知についても広く適切に行われており、入学者受け入れ方針に沿って多様な人材の受け入れが実現できるように入試方法を工夫していると評価する。

入学者の選抜は、公正性、妥当性を保証する体制のもとに、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持する仕組みで運用していると評価する。

2-2. 教育課程及び教授方法

教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化については、3 学科とも「カリキュラムポリシー」として明確化され、学生便覧に登載することで、学生及び教職員に周知できていると評価する。

各学科におけるカリキュラムポリシーに基づく教育課程の編成については、学修成果の積み重ねが実現できるよう履修順序、履修内容の定期的見直しを図る体制が整備され、機能していると評価できる。また、教授方法の工夫・開発においても、学科ごとの特徴を踏まえ、教員組織及び教員個々の教育力向上・実践力の育成を強化されていると評価できる。

2-3. 学修及び授業の支援

学修支援、授業支援については、体制的にはチューター制度がその機能を担っており、学部長、学科長および教職員の協働により学生一人ひとりの情報共有を図りつつ円滑に行っていると評価する。

2-4. 単位認定、卒業・修了認定等

ディプロマ・ポリシーは、大学の使命・目的に基づき、大学全体としてのディプロマ・ポリシーを定め、それに基づき、学科ごとにその特徴に合わせて学科のディプロマ・ポリシーを定めている。また、学則等において単位認定、進級及び卒業、修了認定等の基準が定められている。その適用に当たっては、教務委員会での審議、学科教員会議及び

教授会での審議そして大学部長会での審議、決定と運営規程に基づき厳正に行っていると評価する。

2-5. キャリアガイダンス

本学のキャリアサポート体制としては、教育課程内及び教育課程外でのキャリア教育のための支援体制並びに就職・進学に対する相談・助言体制は、適切に整備され、運営されていると評価する。

2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

教育目的の達成状況について、概ね、各学科がそれぞれの状況に合わせ柔軟に達成状況を把握し、その結果を教育内容・方法の改善に結びつけていっていると評価する。

2-7. 学生サービス

学生の生活支援体制は、大学として組織的な支援措置を講じる体制を整え、適切に運営していると評価できる。また、大学全体として、意見箱を活用し、学生の要望・意見を積極的に取り入れた学生サービスを心がけていると評価できる。

2-8. 教員の配置・職能開発等

設置基準で定められている専任教員数、教授数は確保されている。また、教員の採用、昇任の方針については明確に示し適切に運用している。

FD 活動については、これまでも各種の研修会を開催して教員（非常勤実習助手も含めて）の能力向上や教育方法の開発に取り組んでいると評価できる。

本学では、「心技一体」という本学の建学の精神を実現するため、大学入学後の初期段階に配置される教養教育は、本学の基盤となる教育として位置付けられており、特に「建学の精神」「コミュニケーション技法」は全学共通の必修科目として 学長自らがこれら 2 科目の授業担当となることで、学部学科によらず、本学の建学の精神「心技一体」を実現しうる人材の養成を図っていると評価する。

2-9. 教育環境の整備

施設・設備等は、大学設置基準に基づき整備しており、教育環境の充実に必要となる施設・設備等については、随時見直し改善を図っていると評価する。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目 3-1 は満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①経営の規律と誠実性の維持の表明について

本学の設置母体である学校法人古沢学園は、法人の目的を「学校法人古沢学園寄附行為」において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」と明確に定め、関連諸規程に従って、法人経理を行っている。（資料編【資料 3-1-1】学校法人古沢学園寄附行為）

また、広島都市学園大学を含む学園全体の経営指針及び基本的な教育方針として、「建学の精神」である『心技一体』を不易の教育理念と定め、学生、教職員等に広く周知している。（資料編【資料 3-1-2】平成 27 年度学生便覧，建学の精神 p. 1）

②使命・目的の実現への継続的努力について

経営の規律を保ちつつ大学の使命・目的を実現するため、学園の最高意思決定機関である「理事会」及び諮問機関である「評議員会」のもとに、学園の管理運営組織である法人本部と大学の運営組織である大学事務局が連携して計画策定、業務執行を行う体制を整えている。（資料編【資料 3-1-3】学校法人古沢学園寄附行為）

この連携の実をあげる組織は大学運営の要である大学部長会であり、理事長が兼務する学長、副理事長が兼務する副学長、学長を補佐する副学長、学部長、学科長、図書館長、及び大学事務局長を主要な構成メンバーとし、大学経営における法人本部と大学事務局の整合性を図る役割を担っている。（資料【資料 3-1-4】大学部長会規程）

③学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守について

大学の設置、運営に当たって、法令に従って「学園運営管理規程」として様々な規程を定めており、法令改正の際には必要に応じて随時学園内の規程を見直している。

また、文部科学省や関連機関より発信される通達、事務連絡等は、主に大学事務局から法人本部や大学内の各部署に周知し、連携をとりながら組織的に対応している。

④環境保全、人権、安全への配慮について

環境保全については、「エネルギー等の適正利用に関する行動指針」を制定し、大学ホームページ内にある学生掲示板等への掲載、教室等への掲示を行うことで学生及び教職員にエネルギーの適正利用による省エネルギー活動の実施や、用紙の使用量削減やリサイクル使用による廃棄物の削減について周知徹底を図っている。(資料編【資料 3-1-5】エネルギー等の適正利用に関する行動指針)

人権問題については、人権問題委員会の設置、ハラスメントガイドラインの策定周知を通じて人権、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント及びセクシュアルハラスメントに対応している。(資料編【資料 3-1-6】人権問題委員会規程、【資料 3-1-7】ハラスメントガイドライン、【資料 3-1-8】学校法人古沢学園セクシャルハラスメントの防止等に関する規則)

安全への配慮については、古沢学園全体を対象とした「危機管理規程」が定められており、本学もこれに準じて対応している。また、行事、イベント等の都度、安全への危機管理マニュアルを作成して学生の安全に配慮している。(資料編【資料 3-1-9】学校法人古沢学園危機管理規程)

個人情報の保護に関わる規程としては「個人情報保護基本方針」並びに「個人情報保護に関する規則」が定められており、情報を取り扱う上での安全性確保については、「個人情報保護に係る安全対策手順」として情報システム利用に当たっての安全管理対策が定められている。これらはいずれも学園全体を対象とした規程として定められており、本学の教職員も個人情報の取り扱いにおいてこれらを遵守している。(資料編【資料 3-1-10】学校法人古沢学園個人情報保護基本方針、【資料 3-1-11】学校法人古沢学園個人情報の保護に関する規則、【資料 3-1-12】学校法人古沢学園個人情報保護に係る安全実施手順)

また、教職員や学生の学内LANやインターネットの利用が進む中で、ユーザーとしての情報セキュリティ意識の徹底を図るため「情報セキュリティガイドライン」を整備、運用している。(資料編【資料 3-1-13】情報セキュリティガイドライン)

以上、環境保全、人権、安全への配慮については、学園全体として定められている規定に則って誠実に対応している。

⑤教育情報・財務情報の公表について

教育情報の公開については、「学校教育法施行規則」第172条の2の規定に基づき、公表すべき教育研究活動に関する情報を本学ホームページに「情報公開」バナーを設け、公開が求められている情報を一元化し、すべて公開している。(資料編【資料 3-1-14】大学ホームページ，教育情報の公表 <http://www.hcu.ac.jp/guide/kohyo.html>)

また、財務情報の公開についても、決算報告書（監査報告書、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録）及び事業報告書を本学ホームページ上に公開して

いる。(資料編【資料 3-1-15】大学ホームページ, 財務情報の公表

<http://www.hcu.ac.jp/guide/zaimu.html>)

以上、教育情報、財務情報は、本学ホームページを通じて適切に公開している。

◇エビデンス集 (資料編)

【資料 3-1-1】 学校法人古沢学園寄附行為

【資料 3-1-2】 平成 27 年度学生要覧, 建学の精神 (p. 1)

【資料 3-1-3】 学校法人古沢学園寄附行為

【資料 3-1-4】 大学部長会規程

【資料 3-1-5】 エネルギー等の適正利用に関する行動指針

【資料 3-1-6】 人権問題委員会規程

【資料 3-1-7】 ハラスメントガイドライン

【資料 3-1-8】 学校法人古沢学園セクシャルハラスメントの防止等に関する規則

【資料 3-1-9】 学校法人古沢学園危機管理規程

【資料 3-1-10】 学校法人古沢学園個人情報保護基本方針

【資料 3-1-11】 学校法人古沢学園個人情報保護に関する規則

【資料 3-1-12】 学校法人古沢学園個人情報保護に係る安全対策手順

【資料 3-1-13】 情報セキュリティガイドライン

【資料 3-1-14】 大学ホームページ, 教育情報の公表

(<http://www.hcu.ac.jp/guide/kohyo.html>)

【資料 3-1-15】 大学ホームページ, 財務情報の公表

(<http://www.hcu.ac.jp/guide/zaimu.html>)

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

特になし。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①戦略的意思決定ができる体制について

機動的・戦略的意思決定の仕組みとしては、①理事会の随時開催と②大学運営の要である部長会の役割が挙げられる。理事会については、定例開催される決算、予算理事会の他、学長を兼務する理事長が法人本部の助言に基づき必要と考える時期に随時理事会を開催しており、環境変化に迅速かつ適切に対応している。また、大学経営の中核組織である大学部長会は、理事会のメンバーである理事長及び副理事長がそれぞれ兼務する学長及び副学長、学長を補佐する副学長及び大学の事務局長を主要メンバーとして構成されており、大学経営における法人本部と大学事務局の意思決定に整合性が保たれる仕組みになっている。大学部長会も原則月1回の開催となっているが、必要に応じて随時開催されおり、戦略的意思決定ができる体制が整備されている。（資料編【資料 3-2-1】学校法人古沢学園寄附行為、【資料 3-2-2】大学部長会規程）

②理事会の運営について

理事の選考に関しては、寄附行為に基づき適切に選考されており、理事会の運営についても寄附行為の規定に基づき適切に行われている。（資料編【資料 3-2-3】学校法人古沢学園寄附行為）また、理事の出席状況は適切である。（資料編【資料 3-2-4】平成 26 年度理事会 開催状況・役員出席一覧表）

◇エビデンス集（資料編）

【資料 3-2-1】学校法人古沢学園寄附行為

【資料 3-2-2】大学部長会規程

【資料 3-2-3】学校法人古沢学園寄附行為

【資料 3-2-4】平成 26 年度理事会 開催状況・役員出席一覧表

(2) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

特になし。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及び機能性について

＜大学部長会＞

大学運営に関する重要事項は、大学運営の中核組織である大学部長会で審議され、理事会の議を経て最終決定されることとなっている。大学部長会は、学長、副学長、学部長、学科長、図書館長、及び事務局長を主要構成メンバーとする。大学部長会は、大学運営における経営面並びに教学面に関わる基本方針の決定、全学的に影響を持つ重要事項に関する審議を行う機関として位置付けられている。主な審議事項は、学則等諸規程の制定・改廃、予算方針、学内重要施設・組織の設置・廃止、全学的教育・研究計画、教員人事などで、これらが大学設置目的に沿っているか、経営面での健全性が確保されるかについて審議される。同時に、大学の教育理念に沿っているか、教育目的が実現可能かについて審議される。この大学部長会は原則月 1 回開催される。大学部長会に関することは、「広島都市学園大学部長会規程」に定められている。（資料編【資料 3-3-1】大学部長会規程）

また、ここで審議された案件は、必要に応じて適宜、教授会、学科教員会議等を通じて教職員に周知されている。（資料編【資料 3-3-2】教授会規程）

更に、この大学部長会を補佐する機能を持つ全学的な専門委員会として、入学試験委員会、FD 推進委員会、人権問題委員会、倫理審査委員会、自己点検運営委員会、附属図書館運営委員会等が設置されている。これらの委員会に関することはそれぞれ規程に定められている。（資料編【資料 3-3-3】各種全学委員会規程集）

＜教授会＞

教育研究に関する審議機関として、大学部長会メンバーと各学部の教授を構成メンバーとする教授会が設置されている。教育方針・内容あるいは学生の生活指導も含めた教育の質保証の中核機能を担う機関である。その下部組織として全教員をメンバーとする学科教員会議があり、更にその下部組織として教務委員会、実習委員会、学生委員会、感染対策委員会、国家試験対策委員会、就職委員会等が設置されており、教授会の意思決定を補佐する専門委員会としての機能を担っている。これらの委員会に関することはそれぞれ規程に定められている。（資料編【資料 3-3-4】各学科委員会規程集）

なお、子ども教育学部子ども教育学科においては、開設 1 年次目で全教員が就任していないため「子ども教育学科教員会議」に教授会の機能を持たせ、多くのテーマの審議、連絡・報告・調整等を行ったが、2 年次目となる平成 27（2015）年度からはほぼ専任教

職員が就任したこともあり、本来の体制である「子ども教育学部教授会」の下に「子ども教育学科教員会議」を組織し直した。なお、子ども教育学科の専任教員数は、平成 26（2014）年度専任教員数 11 名（うち、教授 4 名）、平成 27（2015）年度専任教員数 17 名（うち、教授 7 名）となっており、平成 28（2016）年度に全専任教員が揃い、18 名（うち、教授 7 名）となる予定である

以上、大学の意思決定組織の権限と責任は明確に規定され、適切に運用されている。

②大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮について

大学運営の中核機関である大学部長会及び教授会の議長は学長が自ら務めており、学長を補佐する機関として副学長を置いている。（資料編【資料 3-3-5】大学部長会規程、【資料 3-3-6】教授会規程、【資料 3-3-7】副学長任用規程）

入試合否判定、卒業判定、学生の教育指導、カリキュラムに関すること、FD に関することについては学長が意思決定と執行責任を負っている。学長は、様々な課題を必要に応じて上記専門委員会に検討をゆだねるとともに、いくつかの専門委員会においては自ら委員長を務め、その審議の過程で学内の合意形成を図り、教授会の審議及び大学部長会での審議を経て最終意思決定を行う。また、2 名の副学長を置き、学長とともに全学的教育改革・改善の方針・具体的方策の決定、学内の教育研究活動状況のモニタリング、及び学長と部局との仲介機能等の役割を担っている。さらに、学長と副学長、学部長及び学科長も同様にいくつかの専門委員会の委員長を務めて、学内の教育改革・改善活動にあたりるとともに、その状況を継続的にモニタリングすることで、学長のリーダーシップの発揮を支援している。（資料編【資料 3-3-8】大学運営組織図）

◇エビデンス集（資料編）

- 【資料 3-3-1】 大学部長会規程
- 【資料 3-3-2】 教授会規程
- 【資料 3-3-3】 各種全学委員会規程集
- 【資料 3-3-4】 各学科委員会規程集
- 【資料 3-3-5】 大学部長会規程
- 【資料 3-3-6】 教授会規程
- 【資料 3-3-7】 副学長任用規程
- 【資料 3-3-8】 大学運営組織図

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学長のリーダーシップの有効性をより高めるため、インスティテューショナル・リサーチ（以下、「IR」という。）体制の機能による、学長を補佐する機能の更なる強化を検討している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化について

大学運営の中核組織である大学部長会は、理事会のメンバーである理事長及び副理事長がそれぞれ兼務する学長及び副学長、学長を補佐する副学長、教学部門の代表者である学部長並びに学科長、大学の事務部門の責任者である事務局長、及び図書館長を主要メンバーとして構成されている。（資料編【資料 3-4-1】大学部長会規程）

以上のメンバーで構成されている大学部長会が大学における重要な意思決定事項について審議することから、大学における意思決定において、理事会などの管理部門と教授会などの教学部門及び業務運営機関である事務局との連携は円滑に行うことが可能となっている。

②法人及び大学の各運営管理機関の相互チェックによるガバナンスの機能性について

教授会が担っている教学に関する審議事項は大学部長会に答申され、大学部長会で審議される。大学部長会で審議された教学に関する事項及び経営に関する事項は、更に、理事会の議を経て最終決定されることとなっている。従って、これら各機関が相互にチェックすることを通じて適切な意思決定が行われる体制を整備している。（資料編【資料 3-4-2】大学運営組織図）

一方、こうした体制に基づく意思決定のチェック機関として監事、評議員会を設置している。監事の選考に関しては、寄附行為の定めに従い適切に選考しており、現在2名がその任に当たっている。監事は、理事会へは常時出席しており、業務や財産の状況に関して適切に意見を述べ、決算に当たっては監査報告書を作成、提出している。また、評議員会についても、寄附行為に基づき選考を行い、理事会審議案件については必ず審議を行うなど、適切に運営している。（資料編【資料 3-4-3】学校法人古沢学園寄附行為、【資料 3-4-4】平成26年度理事会 開催状況・役員出席一覧表、【資料 3-4-5】平成26年度評議員会 開催状況・役員出席一覧表）

③リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営について

学長がリーダーシップを発揮できる体制としては、学長が理事長を兼務していること、学長が大学部長会、教授会及び入学試験委員会、自己点検運営委員会といった主要委員会の議長を務めていること、そして、いずれの委員会も学長の補佐役である副学長と事務局長が構成メンバーとなっており、学長の適切なリーダーシップの発揮をサポートしていることが挙げられる。(資料編【資料 3-4-6】大学部長会規程、【資料 3-4-7】教授会規程、【資料 3-4-8】入学試験委員会規程、【資料 3-4-9】自己点検運営委員会規程)

大学のボトムアップにより情報を伝達する体制としては、大学運営の中核を担う大学部長会においては、学科教員会議をはじめとする各種委員会協議事項が報告事項や意見要望事項として適宜伝達されていると同時に、学長及び副学長は学科教員会議にもオブザーバーとして出席している。これにより、学科毎の教育活動状況や教育改善提案等の情報を素早く汲み上げている。(資料編【資料 3-4-10】平成 26 年度大学部長会議事次第)

以上の仕組みにより、リーダーシップとボトムアップのバランスの取れた運営が行われていると評価する。

◇エビデンス集 (資料編)

- 【資料 3-4-1】 大学部長会規程
- 【資料 3-4-2】 大学運営組織図
- 【資料 3-4-3】 学校法人古沢学園寄附行為
- 【資料 3-4-4】 平成 26 年度理事会 開催状況・役員出席一覧表
- 【資料 3-4-5】 平成 26 年度評議員会 開催状況・役員出席一覧表
- 【資料 3-4-6】 大学部長会規程
- 【資料 3-4-7】 教授会規程
- 【資料 3-4-8】 入学試験委員会規程
- 【資料 3-4-9】 自己点検運営委員会規程
- 【資料 3-4-10】 平成 26 年度大学部長会議事次第

(3) 3-4 の改善・向上方策 (将来計画)

特になし

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保について

学園全体の組織体制については、【資料 3-5-1】の通り編制している。（資料編【資料 3-5-1】学園組織図）

大学事務局における業務分掌については、西風キャンパスにリハビリテーション学科が設置されたことにより、平成 25（2013）年度より大学事務局の分室が同キャンパスに設置され、宇品キャンパスと同じ機能をもつ部署が追加された。また、平成 26（2014）年度より子ども教育学部を開設したことに伴い、宇品キャンパスに 2 号館が新設された。これに伴い、部分的ではあるが、教育及び学生支援を円滑に行うために特に必要となる教務課、学生課の機能を 2 号館にも持たせ、1 号館の事務局本部と逐次連携を取りながら業務を行っている。このように、新学部・学科設置に伴う業務内容の拡大、業務量の増加に合わせて、業務の効果的な執行体制が確保できるよう、上記概略規定に基づきながら各部署の具体的業務内容及び職員配置の見直しを図りつつ柔軟に対応して来ている。

以上の組織体制により、学園本部、大学ともに業務の効果的な執行体制を確保している。

②業務執行の管理体制の構築とその機能性について

本学園の管理部門は、学園本部、大学事務局、専門学校事務局の 3 部門からなっており、理事長の指揮のもと学園本部事務局長が統轄している。

大学における教学面の業務については、学科長が中心となって各学科の教員会議の下部組織である委員会を中心に運営しており、これら委員会の活動を大学事務局がサポートしている。これら委員会の審議事項は学科教員会議での審議を経て教授会に諮問され、さらに教授会での審議結果が大学部長会に報告されて審議されたのち、理事会に答申され、理事会での審議、決議により最終意思決定となる。

また、大学における経営面の業務については、学園本部との連携のもとに大学事務局を中心に運営しており、大学部長会での審議を経て学長が意思決定する仕組みになっている。

教員組織との協働が求められる大学事務局の組織の構成、人員配置に関する考え方は少数精鋭と全員協力であり、職員は主担当業務と副担当業務の最低2種類の業務を兼務している。平成24(2012)年度までの4年間は看護学科のみを対象とした事務局であったものが、平成25(2013)年度からはリハビリテーション学科が開設され、更に平成26(2014)年度からは子ども教育学科が開設されたことから、業務内容の拡大、業務量の増加に合わせて人員の追加も含めて効果的な業務執行及び管理体制を再構築し、現在は【資料3-5-2】の組織体制で運営を行っている。業務執行の管理体制としては機能的な体制となっている。

③職員の資質・能力向上の機会の用意について

職員のスタッフ・ディベロプメント((以下、「SD」と言う。))については、新任の職員に対しては、新任の教員とともに初任者オリエンテーションへの参加を義務付けている。また、新任教員に配布するガイドブックを新任職員にも渡し、その熟読を求めることで、本学の教育研究体制についての理解を促している。(資料編【資料3-5-2】初任者オリエンテーションスケジュール、【資料3-5-3】新任教員ハンドブック)

学内でのSD研修会については、適宜開催している。(資料編【資料3-5-4】SD研修会資料)

これら研修を通じて、職員の資質・能力向上の機会は提供されているが、今後、学内におけるオン・ザ・ジョブトレーニング(OJT)を通じたSD活動の更なる活発化が必要である。

◇エビデンス集(資料編)

- 【資料3-5-1】 学園事務局組織図
- 【資料3-5-2】 初任者オリエンテーションスケジュール
- 【資料3-5-3】 新任教員ハンドブック
- 【資料3-5-4】 SD研修会資料

(3) 3-5の改善・向上方策(将来計画)

高等教育を取り巻く外的環境の変化に適切に対応するため、職員個々及び組織の一層の質的向上が重要であると認識している。このため、総務課が中心となってSD活動の積極的推進を図っていく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立→学園本部に依頼中

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立について

平成 21 年度から 4 年間は、大学設置申請時に策定した財務計画に基づき運営を行い、その後、平成 25（2013）年度のリハビリテーション学科の設置、平成 26（2014）年度の子ども教育学科の設置に伴い、その都度中長期の財務計画の見直しを行いながら運営してきている。これまでのところ健全経営を維持できているが、子ども教育学部子ども教育学科においては入学定員の確保が未だ実現していないことから、今後の財務状況に対して影響が出てくる可能性がある。

②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保について

現行では、収支バランスも保たれており、財務的に特に問題はないが（資料編【資料 3-6-1】 予算（決算）書類）、積極的な外部資金の受け入れは大学の財務支援という視点からも重要な要素である。これを踏まえて、平成 26（2014）年度は、教員間での協同研究を推奨や FD 研修会でのトピックに科学研究費の応募に関するものを取り入れるなど教員に対して科学研究費への応募を促したことで、平成 25（2013）年度は応募申請件数が 1 件であったものが、平成 26（2014）年度は 14 件へと増加した。

（資料編【資料 3-6-2】 科学研究費応募申請件数の推移）

また、平成 26（2014）年度に開設した大学附属施設である「こどもケアセンター」は、広島市の地域子育て支援拠点事業を受託し、事業活動資金として 3 年間で 3,848,000 円の補助金を受けている。（資料編【資料 3-6-3】 地域子育て支援拠点事業補助金交付決定通知書（広島市））

以上、現行において、収支バランスは保たれており、財務的に特に問題はない。外部資金の受け入れについては、努力を行っており、今後も引き続き経過を観察していく。

◇エビデンス集（資料編）

【資料 3-6-1】 予算（決算）書類

【資料 3-6-2】 科学研究費応募申請件数の推移

【資料 3-6-3】 地域子育て支援拠点事業補助金交付決定通知書（広島市）

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

子ども教育学部設置による財務状況への影響については、今後、経過観察が必要である。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①会計処理の適正な実施について

会計処理は、法人本部において一括して行っており、一部小口現金出納に関わる処理事務はあるが、大学事務局としては本部の指示通り伝票作成を行うのが役割となっている。

本部での会計処理については、「学校法人会計基準」や本学園の定める「経理規程」等に従って適正に行っている。また、処理内容については、定期的に公認会計士のチェック、指導を受けて適正性の確保を図っている。（資料編【資料 3-7-1】学校法人古沢学園経理規程）

補正予算については、期末近くになって決算数値の見通しが立つ段階になって、予算との乖離の大小にかかわらず、すべての科目について予算額の見直しを行い、補正予算を編成している。

②会計監査の体制整備と厳正な実施について

会計監査については、公認会計士による定期的な監査を受けており、厳正に実施している。（資料編【資料 3-7-2】平成 26 年度 会計監査実施スケジュール）

◇エビデンス集（資料編）

【資料 3-7-1】 学校法人古沢学園経理規程

【資料 3-7-2】 平成 26 年度会計監査実施スケジュール

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

特になし

【基準 3 の自己評価】

以下に示す基準項目 3-1 から 3-7 の自己判定の理由に基づき、基準 3 を満たしていると判断する。

3-1. 経営の規律と誠実性

建学の精神に基づき、本学園と同様に教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法の趣

旨に従って経営を行い、大学の使命・目的を実現するため継続的努力を行っている」と評価する。

環境保全、人権、安全への配慮については、学園全体として定められている規定に則って誠実に対応していると評価する。

教育情報、財務情報は、本学ホームページを通じて適切に公開されていると評価する。

3-2. 理事会の機能

理事会は寄附行為に基づき適切に運営され、戦略的意思決定ができる体制を整備していると評価する。

3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

大学の意思決定組織の権限と責任は明確に規定されている。また、2名の副学長を置き、学長とともに全学的教育改革・改善の方針・具体的方策の決定、学内の教育研究活動状況のモニタリング、及び学長と部局との仲介機能等の役割を担うことで、学内の教育改革・改善活動にあたり、その状況を継続的にモニタリングし、学長のリーダーシップの発揮を支援している。以上の仕組みにより、学長のリーダーシップが発揮できていると評価する。

3-4. コミュニケーションとガバナンス

大学における意思決定において、理事会などの管理部門と教授会などの教学部門及び業務運営機関である事務局との連携は円滑に行われており、法人及び大学の各運営管理機関の相互チェックによるガバナンスは適切に機能していると判断する。また、学長がリーダーシップを発揮できる体制とボトムアップ情報をトップに伝達する体制がバランスよく運営されていると評価する。

3-5. 業務執行体制の機能性

学園本部、大学ともに業務の効果的な執行体制を確保できる組織体制となっており、業務執行の管理体制としては機能的であると評価する。

3-6. 財務基盤と収支

現行において、収支バランスは保たれており、財務的に特に問題はないと評価する。

また、外部資金の受け入れについては、努力を行っており、今後も引き続き経過を観察していく。

2-7. 会計

会計監査については、公認会計士による定期的な監査を受け、厳正な監査が実施され、処理内容の適正性を確保することで、適切な会計処理を行っている」と判断する。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価について

本学は、学則第1条に「本学は、『心技一体』という建学の精神を継承し、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的、及び応用的能力を培うことにより、人を愛する豊かな心と優れた技術を統合できる有能な人材を育成し、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。」と定めて、本学の教育研究目的としている。（資料編【資料 4-1-1】平成 27 年度学生便覧，学則 p. 11）

また、「広島都市学園大学自己点検及び評価に関する規程」第2条に「本学の教育研究水準の向上と活性化に寄与するために、教育、研究および管理運営について、自己点検および評価を行う。」と定め、自主的・自律的に自己点検・評価を行うことで、教育研究水準の向上と活性化を促し、本学の使命及び目的の達成につながるよう努めている。（資料編【資料 4-1-2】広島都市学園大学自己点検及び評価に関する規程）

自己点検・評価の実施においては、現在、関連規程を設けて図 4-1-1 の通り自己点検運営委員会を中心とした自主的・自律的 point 検を行う体制をとっている。（資料編【資料 4-1-3】広島都市学園大学自己点検及び評価に関する規程集）

但し、平成 21 年度の大学設置以来 4 年間は、文部科学省の「履行状況調査」への対応と併せて都度自己点検を行い、不足している規程の整備や設備の充実をはじめとした大学の使命・目的を達成するために必要な措置を講じてきたが、この間、「自己点検・評価報告書」として取りまとめたはない。

こうした中、完成年度の翌年、平成 25（2013）年度に文部科学省からの指摘事項も参考に、改めて自己点検・評価を行ったものを「自己点検・評価報告書」としてとりまとめ、公表を行った。（資料編【資料 4-1-4】平成 25 年度自己点検報告書）2 学部 3 学科の組織体制となった平成 26（2014）年度も自己点検・評価を実施しており、その結果は公表する予定である。（資料編【資料 4-1-5】平成 26 年度自己点検・評価実施スケジュール）

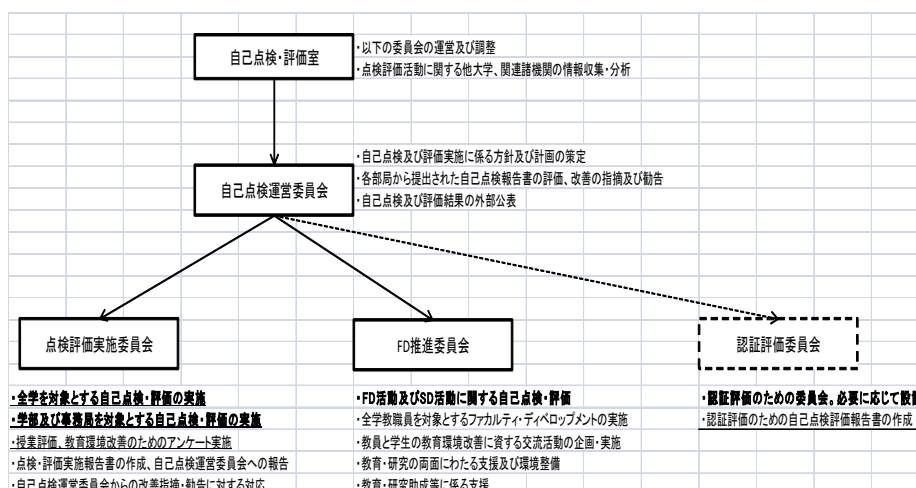


図 4-1-1 自己点検・評価に関わる組織体制

以上、本学の自己点検評価は、自主的・自律的に継続性をもって行われている。

②自己点検・評価体制の適切性について

本学の自己点検・評価体制は、「広島都市学園大学自己点検及び評価に関する規程」に定める通り、自己点検運営委員会が策定する基本方針等に基づき、点検評価実施委員会が自己点検・評価を行い、「自己点検・評価報告書」として取りまとめることとしている。これら委員会の事務局として自己点検・評価室を設け、委員会の運営及び調整を行っている。また、FD 推進委員会は、自己点検・評価実施において、FD 活動に関する自己点検・評価を行うとともに、必要に応じて適宜、点検評価実施委員会の点検・評価活動への支援を行っている。なお、自己点検・評価体制のイメージは、図 4-1-1 の通りである。

(資料編【資料 4-1-6】広島都市学園大学自己点検及び評価に関する規程集)

このように、本学の自己点検評価は、統括組織である自己点検運営委員会の下、点検評価実施委員会及び FD 推進委員会が連携して行なっており、これら委員会の調整を自己点検・評価室が担うことで自己点検・評価の実施を円滑に行える体制が整備されている。以上のことから、適切な体制となっている。

③自己点検・評価の周期等の適切性について

大学開学 4 年間は、毎年、文部科学省の「履行状況調査」への対応と併せて都度自己点検を行ってきた。平成 25 (2013) 年度は、本来の意味での自己点検・評価を初めて行い、平成 26 (2014) 年度においても実施している。体制を整えた上での自己点検・評価の実施は平成 26 (2014) 年度でまだ 2 回目ではあるが、上述の通り、大学開学以来、毎年、何らかの形で自己点検・評価は実施してきている。

本学の規程では自己点検・評価の周期についての定めはないが、PDCA サイクルを回しながら継続的改善を図るという意味から、毎年 1 回の実施が必要であると判断し、健康科学部看護学科が完成年度を過ぎた平成 25 (2013) 年度からは、全学的な自己点検・評価を実施している。(資料編【資料 4-1-7】平成 25 年度自己点検報告書、【資料 4-1-8】平成 26 年度自己点検・評価実施スケジュール)

今後は、自己点検・評価の活かし方について、更なる検討が必要である。

◇エビデンス集（資料編）

- 【資料 4-1-1】 平成 27 年度学生便覧 学則 (p.11)
- 【資料 4-1-2】 広島都市学園大学自己点検及び評価に関する規程
- 【資料 4-1-3】 広島都市学園大学自己点検及び評価に関する規程集
- 【資料 4-1-4】 平成 25 年度自己点検報告書
- 【資料 4-1-5】 平成 26 年度自己点検・評価実施スケジュール
- 【資料 4-1-6】 広島都市学園大学自己点検及び評価に関する規程集
- 【資料 4-1-7】 平成 25 年度自己点検報告書
- 【資料 4-1-8】 平成 26 年度自己点検・評価実施スケジュール

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学に対する社会の要請は、社会の変化とともに多様化してきており、大学の使命・目的を達成するためには、自己点検・評価による不断の検証・改善を行うとともに、その結果を公表し、教育研究等の質の維持・向上に努めることが不可欠であると考えます。本学の自己点検・評価活動は、完成年度の翌年となる平成 25 年度以降、自主的・自律的な点検・評価活動が行えるよう実施体制の整備が進められてきた。今後とも、自己点検・評価の適切性という観点から、自己点検運営委員会のもと、点検評価実施委員会が主体となって活動の効率性や結果を評価・分析しながら、評価結果を大学運営に活かしていく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価について

平成 25（2013）年度の自己点検・評価活動においては、日本高等教育評価機構の評価基準及び評価項目を参考に自己点検・評価を行い、この際、根拠資料に基づいた自己点検・評価を重視し、報告書を作成した。

また、平成 26（2014）年度の自己点検・評価活動においては、前述した自己点検・評価に係わる組織体制（図 4-1-1 参照）に則り、点検評価実施委員会が主体となって自己点検・評価を実施したが、その際、点検評価実施委員会のメンバーに対し根拠資料に基づいた自己点検評価を行うことを周知徹底することで、委員会メンバー全員が客観的データに基づいた点検・評価を実施することを意識できるよう努めた。（資料編【資料 4-2-1】自己点検・評価の実施手順）

②現状把握のための十分な調査・データの収集と分析について

平成 26（2014）年度の自己点検・評価に必要な基礎となるデータの把握・収集は、自己点検・評価室が窓口となって行った。また、自己点検・評価の実施主体である点検評価実施委員会においても、委員会メンバーがそれぞれの担当項目において、必要なデータを適宜収集した。これら収集したデータは、学内ネットワークにおいて点検評価実施委員会メンバー内でその共有に努めている。（資料編【資料 4-2-2】平成 26 年度自己点検・評価 役割分担表）

③自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表について

平成 25（2013）年度に実施・作成した「自己点検評価・報告書」は本学ホームページ上で公開するとともに、冊子媒体で発行し、これを学内の各部署に配付することにより、学内で自己点検評価結果を共有している。（資料編【資料 4-2-3】大学ホームページ、自己点検評価 <http://www.hcu.ac.jp/sitemap/files/jikotenken25.pdf>、【資料 4-2-4】平成 25 年度自己点検報告書）

◇エビデンス集（資料編）

【資料 4-2-1】 自己点検・評価の実施手順

【資料 4-2-2】 平成 26 年度自己点検・評価 役割分担表

【資料 4-2-3】 大学ホームページ 自己点検評価

(<http://www.hcu.ac.jp/sitemap/files/jikotenken25.pdf>)

【資料 4-2-4】 平成 25 年度自己点検報告書

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学には、現在、IR 機能をもって各種情報を収集・分析するような専門部署はない。各種データの管理・活用については、将来的に、更なる一元管理がなされれば、情報の価値を高めることが可能となる。したがって、自己点検・評価室が情報システム課と協働して、各部署で収集・分析している情報を整理・分類し、その中から必要とされる情報を、必要な時に必要な情報が得られるような仕組みを整備する。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

自己点検・評価の結果の活用については、規程上、上に示した図 4-1-1 の各組織が対応する体制となっている。まず、自己点検・評価室が整理・作成、自己点検運営委員会に報告され、改善策等の検討が行われる。その後改善策の対応については、点検評価実施委員会、FD 推進委員会等を通じて行われることになっている。

平成 24（2012）年度までは、自己点検・評価室及び大学部長会が Plan・Do・Check・Action サイクル（以下、「PDCA サイクル」という）の中心的機能を果たしていたが、平成 25（2013）年度に実施した自己点検・評価の結果は、本来の仕組みに戻って、全学委員会である点検評価実施委員会、FD 推進委員会等を通じて各学部・学科を巻き込んだ改善活動を実施していくしくみを確立した。平成 26（2014）年度は、まずこの仕組みを動かしてみて、その機能性を判断しているところであり、機能性を判断したうえで、必要に応じて、より有効性の高い仕組みに改善していく。（資料編【資料 4-3-1】広島都市学園大学 自己点検・評価の流れ）

◇エビデンス集（資料編）

【資料 4-3-1】 広島都市学園大学 自己点検・評価の流れ

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

評価結果を PDCA サイクルに活用していく仕組みは確立している。今後は、自己点検運営委員会を中心としたこの体制を運用しながら、より良いものにブラッシュアップをしていくことで、評価結果をフィードバックする仕組みの有効性を高めていく。

【基準 4 の自己評価】

以下に示す基準項目 4-1 から 4-3 の自己判定の理由に基づき、基準 4 を満たしていると判断する。

4-1. 自己点検・評価の適切性

本学の自己点検評価は、統括組織である自己点検運営委員会の下、点検評価実施委員会が主体となって自己点検・評価を定期的実施する体制になっている。また、自己点検・評価室がこれら委員会の支援を担うことで自己点検・評価の実施を円滑に行える体制が整備されている。以上のことから、適切な体制となっていると評価する。

4-2. 自己点検・評価の誠実性

自己点検・評価室が中心となってデータの把握・収集を行い、その把握・収集したデータを点検評価実施委員会メンバー全員で共有し、そのエビデンスに基づいて自己点検・評価を行っており、誠実性を保証した自己点検・評価を実施していると評価する。また、平成 25（2013）年度に実施した自己点検・評価結果については、ホームページ上で公開するとともに、冊子を学内の各部署に配付することにより学内での共有が図られていると評価する。

4-3. 自己点検・評価の有効性

自己点検・評価の結果を PDCA サイクルに活用する仕組みは確立していると評価する。平成 25（2013）年度に実施した自己点検・評価の結果は、上述の通り、自己点検運営委員会で改善策等の検討を行ったうえで、点検評価実施委員会等を通じて、適宜、関連する委員会等に検討を依頼するなど、組織的に改善活動を行っているとして評価する。

基準 A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献

A-1 大学が持っている知的資源の社会への提供

《A-1 の視点》

A-1-① 地域との連携・地域への貢献方針の明確性

A-1-② 地域における専門職の人材育成による地域貢献

A-1-③ 地域課題解決研究活動の促進

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①地域との連携・地域への貢献方針の明確性

本学は、平成 21（2009）年 4 月に広島市内初の私立看護系大学として開学し、教育目標に「時代の変化に合わせて地域社会・国際社会に貢献できる人材を育成する」と掲げている。（資料編【資料 A-1-1】平成 27 年度学生便覧，広島都市学園大学の使命・目的 p.3）また、大学案内にも「地域医療の未来を担う専門職の能力を培う」と掲載し、広島県内の高等学校から多くの学生を受け入れている。（資料編【資料 A-1-2】平成 28 年度入学案内 p.5、【資料 A-1-3】平成 27 年度学校基本調査回答）大学附属施設である「こどもケアセンター」は第一目的として「大学の地域貢献として子育て支援に取り組む」と掲げている。（資料編【資料 A-1-4】こどもケアセンターの目的）

同じく大学附属施設である「ひろしま人間教育研究センター」は、地域住民を対象とした教育講演会を主催し、その講演会において地域への貢献方針を明確に示した。（資料編【資料 A-1-5】教育講演会実施報告）

上述の通り、本学は、学則をはじめ、様々な施策・行事等において地域貢献の方針を明確にしている。

②地域における専門職の人材育成による地域貢献

広島県内においては、看護職の需要と供給のアンバランスにより看護職が不足している状況が続いていることから、高度な知識と専門技術を有する看護職の輩出が地域社会から強く望まれている中、本学では地域社会貢献するべく即戦力となりうる看護職の養成に取り組んでいる。

看護学科では、開学当初から地域の病院の看護職を対象に「地域診断や看護記録の書き方」のセミナーや実習先病院への講師派遣など、学生の教育だけでなく地域における臨床現場の看護職教育の一翼を担ってきた。このことが、実習先の実習指導者との関係づくりにも役立ち、本学学生への教育水準の向上にもつながっている。一方、地域医療を担う人材不足への取り組みとしては、キャリアサポートセンターが中心となって、特別講演や保護者との就職相談の勧奨など学生が近隣地域の病院に関心が持てるような方策を実施している。なお、看護学科第一期生～第三期生の就職状況は、【資料 A-1-6】に示す通りであり、卒業生の多くが地域医療を担う人材として活躍していることが分かる。

(資料編【A-1-6】卒業生の就職先一覧)

リハビリテーション学科、子ども教育学科においては、完成年度を経過していないため、まだ卒業生は出ていない。しかし、毎年度、入学生の90%以上を中国地域出身者が占めており、将来的には卒業生の多くが地元である中国地域で就職すると考えられる。

(資料編【資料A-1-7】平成27年度学校基本調査回答)

以上の通り、地域社会のニーズにこたえる人材育成が組織的に行われており、卒業生の多くが地域医療を担う人材として確実に輩出できていると評価する。

③地域課題解決研究活動の促進

学則第1条に「心技一体」という建学の精神を継承し、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的、及び応用的能力を培うことにより、人を愛する豊かな心と優れた技術を統合できる有能な人材を育成し、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。」と、定めてある通り、本学の目的は、「知識の教授だけでなく研究を行うことにより、地域社会に貢献すること」としている。(資料編【資料A-1-8】平成27年度学生便覧，学則 p.11)

本学宇品キャンパスが所在する宇品地域は、古い町並みの続く地区と新しいマンションの立ち並ぶ都会的雰囲気をもつ地区が混在していることから分かる通り、宇品地域に住む世帯は、高齢者世帯と若い世帯とに二分化されている。そのため、健康課題についてもそれぞれの世代での課題を抱えている。たとえば、高齢者世帯の場合、閉じこもりや認知症などの課題を抱えており、一方、若い世帯では妊産婦の健康問題や子育てによるストレスなどの課題を抱えている場合が多い。本学は、それらの課題に対して開学当初より研究活動に取り組んできた。平成22年度は、「若者の子育てと家庭づくりに対する意識調査」研究のフィールドに、宇品近隣地域を選び、本学学生に近隣保育園で保育体験をしてもらい、その際の意識調査や、宇品地域の親子が参加できる公開講座「いざという時に役立つ子どもの救命救急」を開催し参加者への意識調査を行った。この研究結果は、冊子にまとめ近隣保育園や地域の関連機関に配布した。その後、学生が保育体験を行った保育園は看護学科小児看護領域の臨地実習施設となった。また、平成24年度より宇品地域の民生委員、老人クラブの協力を得て、看護学科学生が住民の健康課題を抽出する介入研究を実施するとともに、高齢者への健康教育、健康相談を行っている。このように、大学と地域住民、関連施設とのつながりが大学の教育研究活動にも役立っている。

平成26年度において、看護学科では、地域への啓発キャンペーン活動として、大学と宇品町内会が連携して開催している地域の祭り「宇品かがやきフェスティバル」におけるイベントの1つとしてエイズ啓発キャンペーンを実施した。この啓発活動には、教員とともに学生有志が企画段階から参加し、看護学生自身のエイズに対する捉え方にも良い変化をもたらすことができた。(資料編【資料A-1-9】エイズ啓発キャンペーン実施録)

平成 26 年 4 月、本学宇品キャンパスに子ども教育学部が開設すると同時に、大学附属施設として「こどもケアセンター」をオープンした。こどもケアセンターでは、子育て世代が多く住む地域における課題の一つである「少子化問題に伴う子育て支援」の解決を目的として開設した。センターでは、オープン以来、近隣住民に子育て相談の場を提供しながら「子育てに関する研究」活動を行っている。また、平成 26 年度には、子育てに関する啓発活動の一環として、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただくよう、子ども教育学科の学生とともに、“オレンジリボン”をつくり「こどもケアセンター」の利用者に配った。(資料編【A-1-10】こどもケアセンター運営委員会年次活動計画、【資料 A-1-11】こどもケアセンター運営実績)

以上の開学時より、地域に開かれた大学として、地域との関係性を重視し、地域住民及び関係機関との関係性を構築することで、地域のもつ課題解決を明確化し、その解決に向けた研究活動を着実に進めていると評価する。

◇エビデンス集 (資料編)

- 【資料 A-1-1】 平成 27 年度学生便覧 広島都市学園大学の使命・目的 (p.3)
- 【資料 A-1-2】 平成 28 年度入学案内 (p.5)
- 【資料 A-1-3】 平成 27 年度学校基本調査回答
- 【資料 A-1-4】 こどもケアセンターの目的
- 【資料 A-1-5】 「広島人間教育センター」主催 教育講演会実施報告
- 【資料 A-1-6】 卒業生の就職先一覧
- 【資料 A-1-7】 平成 27 年度学校基本調査回答
- 【資料 A-1-8】 平成 27 年度学生便覧 学則 (p.11)
- 【資料 A-1-9】 エイズ啓発キャンペーン実施録
- 【資料 A-1-10】 こどもケアセンター運営委員会年次活動計画
- 【資料 A-1-11】 こどもケアセンター運営実績

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学には地域医療の臨床現場、地域社会での教育現場に携わった多くの教員、地元(地方)において専門性を生かした就職を目指す学生が在籍している。本学は、このような人的資源を活用し、今後とも、地域の課題を解決し、地域発展に役立つ教育研究活動の継続的改善を図っていく。

A-2 大学と地域社会との連携関係

《A-2の視点》

A-2-① 大学と地域社会との連携関係の具体性・継続性

(1) A-2の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①大学と地域社会との連携関係の具体性・継続性

本学宇品キャンパスが所在する宇品地域の公民館主催の公開講座「宇品カレッジ」に、毎年度本学から講師を派遣し、地域住民の健康増進に寄与している。また、大学主催の「公開講座」を定期的開催しており、その内容として地域住民の関心の高い健康問題を取り上げている。（資料編【資料 A-2-1】宇品カレッジ講座内容、【資料 A-2-2】公開講座内容）

平成 24 年度から、大学と宇品町内会が共催し、宇品地域の祭り「宇品かがやきフェスティバル」を毎年 1 回開催している。この祭りでは、企画段階の最初から本学学生が参加し、地域住民の代表者らと協議を重ねながら、企画・運営を進めており、住民と大学との関係性構築はもとより、学生の社会性を醸成する場としても機能している。（資料編【資料 A-2-3】宇品かがやきフェスティバル開催実績）

西風新都キャンパスでは、人的資源の社会への提供について、地域の要請に応じて適宜行っている。具体的には、広島市主催の発達障害児保護者や関連機関を対象とした講演会の講師派遣、江田島市教育委員会との連携による就学前の気になる子どもたちへの支援、広島市内及び江田島市の保育士連盟主催の研修会講師の派遣、公開保育を開催することでの保育支援、各保育園への戸別訪問による保育支援などがある。

以上の通り、地域社会との連携は、具体性を備えており、かつ今後継続・発展できるものであるが、更に本学の特色を活かした社会連携を実現するため、各学科の特徴を出した取り組みを打ち出すことが課題である。

◇エビデンス集（資料編）

【資料 A-2-1】 宇品カレッジ講座内容

【資料 A-2-2】 公開講座内容

【資料 A-2-3】 宇品かがやきフェスティバル開催実績

(3) A-2の改善・向上方策（将来計画）

社会連携について、各学科としての特徴を出した取り組みを学科教員会議が中心となって具体的計画を立案、実施していく。

【基準 A の自己評価】

以下に示す基準項目 A-1 から A-2 の自己判定の理由に基づき、基準 A を満たしていると判断する。

A-1. 大学が持っている知的資源の社会への提供

本学は、学則をはじめ、様々な施策・行事等において地域貢献の方針を明確にし、地域社会のニーズにこたえる人材育成が組織的に行われている。また、卒業生の多くが地域医療を担う人材として確実に輩出できていると評価する。

開学時より、地域に開かれた大学として、地域との関係性を重視し、地域住民及び関係機関との関係性を構築することで、地域のもつ課題解決を明確化し、その解決に向けた研究活動を着実に進めていると評価する。

A-2. 大学と地域社会との連携関係

本学と地域社会との連携は、具体性を備えており、かつ今後継続・発展できるものであると評価できる。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人古沢学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	広島都市学園大学 2016 Campus Guide (2016年度 大学案内)	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	広島都市学園大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2016（平成28）年度 学生募集要項、入試ガイド 2016	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	平成27年度 学生便覧、平成27年度看護学科 講義概要、平成27年度リハビリテーション学科 講義概要、平成27年度子ども教育学科 講義概要	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成27年度学校法人古沢学園事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成26年度学校法人古沢学園事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど (アクセスマップ)	
	広島都市学園大学 2016 Campus Guide pp.39-40 (2016年度 大学案内)	
	(キャンパスマップ)	
	宇品キャンパス 学生手帳 pp.41-43 西風新都キャンパス 学生手帳 pp.67-69	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人古沢学園 学園運営諸規程 目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など） がわかる資料（前年度分）	
	理事・監事・評議員名簿 平成26年度理事会・評議員会 開催状況・役員出席一覧表	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	平成27年度学生便覧 学則 (pp.11-12)	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	平成27年度学生便覧 学則 (pp.11-12)	【資料 1-1-1】 参照
【資料 1-2-2】	広島都市学園大学健康科学部設置認可申請書の『設置の趣旨等を記載した書類』	
【資料 1-2-3】	広島都市学園大学健康科学部リハビリテーション学科設置届出書の『設置の趣旨等を記載した書類』	
【資料 1-2-4】	広島都市学園大学子ども教育学部設置認可申請書の『設置の趣旨等を記載した書類』	

1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	学長年頭訓示における配布資料	
【資料 1-3-2】	平成 27 年度学生便覧 建学の精神、教育理念、大学の使命・目的 (pp.1-3)	
【資料 1-3-3】	平成 27 年度看護学科講義概要 (p.9、p.23)	
【資料 1-3-4】	平成 27 年度リハビリテーション学科講義概要 (p.17、p.47)	
【資料 1-3-5】	平成 27 年度子ども教育学科講義概要 (p.15、p.18)	
【資料 1-3-6】	広島都市学園大学健康科学部設置認可申請書の『設置の趣旨等を記載した書類』 (pp.6-7)	【資料 1-2-2】 参照
【資料 1-3-7】	広島都市学園大学健康科学部リハビリテーション学科設置届出書の『設置の趣旨等を記載した書類』 (pp.2-4)	【資料 1-2-3】 参照
【資料 1-3-8】	広島都市学園大学子ども教育学部設置認可申請書の『設置の趣旨等を記載した書類』 (pp.7-8)	【資料 1-2-4】 参照
【資料 1-3-9】	平成 27 年度学生便覧 3つのポリシー (pp.4-7)	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	平成 28 年度学生募集要項	
【資料 2-1-2】	平成 26 年度高校訪問実績	
【資料 2-1-3】	平成 26 年度高校教員対象の大学説明会開催スケジュール	
【資料 2-1-4】	平成 26 年度オープンキャンパス参加者数	
【資料 2-1-5】	平成 26 年度進学相談会開催実績	
【資料 2-1-6】	平成 28 年度学生募集要項	【資料 2-1-1】 参照
【資料 2-1-7】	平成 28 年度看護学科 AO 入試要項	
【資料 2-1-8】	平成 28 年度学生募集要項	【資料 2-1-1】 参照
【資料 2-1-9】	平成 28 年度リハビリテーション学科 AO 入試要項	
【資料 2-1-10】	リハビリテーション学科広報委員会規程	
【資料 2-1-11】	平成 28 年度学生募集要項	【資料 2-1-1】 参照
【資料 2-1-12】	平成 28 年度子ども教育学科 AO 入試要項	
【資料 2-1-13】	入学試験委員会規程	
【資料 2-1-14】	入学者選抜規則	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	平成 27 年度学生便覧 3つのポリシー (p.4)	【資料 1-3-9】 参照
【資料 2-2-2】	平成 27 年度学生便覧 3つのポリシー (pp.5-7)	【資料 1-3-9】 参照
【資料 2-2-3】	看護学科カリキュラム検討プロジェクト会議議事録	

【資料 2-2-4】	平成 27 年度看護学科臨地実習要綱	
【資料 2-2-5】	保健師課程選抜基準	
【資料 2-2-6】	平成 27 年度学生便覧 健康科学部履修規程 (pp.43-44)	
【資料 2-2-7】	平成 27 年度コミュニケーション技法計画書	
【資料 2-2-8】	平成 26 年度教員相互授業参加報告書 (抜粋)	
【資料 2-2-9】	平成 27 年度学生便覧 健康科学部履修規程 (pp.43-44)	【資料 2-2-6】 参照
【資料 2-2-10】	平成 26 年度教員相互授業参加報告書 (抜粋)	【資料 2-2-8】 参照
【資料 2-2-11】	子ども教育学科教務委員会規程	
【資料 2-2-12】	子ども教育学科実習委員会規程	
【資料 2-2-13】	平成 27 年度学生便覧 子ども教育学部履修規程 (p.46)	
【資料 2-2-14】	平成 26 年度教員相互授業参加報告書 (抜粋)	【資料 2-2-8】 参照
【資料 2-2-15】	子ども教育学科教務委員会規程	【資料 2-2-13】 参照
【資料 2-2-16】	子ども教育学科実習委員会規程	【資料 2-2-14】 参照
【資料 2-2-17】	子ども教育学科キャリア指導委員会規程	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	チューター制度実施要領	
【資料 2-3-2】	領域代表者連絡調整会議について	
【資料 2-3-3】	宇品キャンパス学生手帳 p.34	
【資料 2-3-4】	リハビリテーション学科講義概要(p.110、 p.131)	
【資料 2-3-5】	リハビリテーション学科国家試験対策委員会規程	
【資料 2-3-6】	履修指導マニュアル	
【資料 2-3-7】	履修カルテ	
【資料 2-3-8】	保育士課程ポートフォリオ	
【資料 2-3-9】	コース選択のための履修説明会配布資料	
【資料 2-3-10】	対策講座実施計画	
【資料 2-3-11】	子ども教育学科学生アンケート結果	
【資料 2-3-12】	学生調書 (様式)	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	平成 27 年度学生便覧 3つのポリシー (pp.4-7)	【資料 1-3-9】 参照
【資料 2-4-2】	平成 27 年度学生便覧 学則 (p.21)	
【資料 2-4-3】	平成 27 年度学生便覧 健康科学部履修規程 (pp.43-44)	【資料 2-2-6】 参照
【資料 2-4-4】	平成 27 年度宇品キャンパス学生手帳 (p.22)	【資料 2-3-3】 参照
【資料 2-4-5】	平成 27 年度西風新都キャンパス学生手帳 (p.51)	
【資料 2-4-6】	平成 27 年度学生便覧 看護学科における臨地実習科目等を履修するための要件 (pp.52-53)	

【資料 2-4-7】	広島都市学園大学学位規程	
【資料 2-4-8】	平成 27 年度学生便覧 学則 (p.26、 p.31)	
【資料 2-4-9】	平成 27 年度学生便覧 健康科学部履修規程 (pp.43-44)	【資料 2-2-6】 参照
【資料 2-4-10】	平成 27 年度学生便覧 リハビリテーション学科における臨床実習科目を履修するための要件 (p.54)	
【資料 2-4-11】	広島都市学園大学学位規程	【資料 2-4-7】 参照
【資料 2-4-12】	平成 27 年度学生便覧 学則 (p.36)	
【資料 2-4-13】	平成 27 年度学生便覧 子ども教育学部履修規程 (pp.46-50)	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	看護学科実習委員会規程	
【資料 2-5-2】	平成 27 年度看護学科臨地実習要綱	
【資料 2-5-3】	看護学科国家試験対策委員会規程	
【資料 2-5-4】	平成 27 年度国家試験対策実施計画	
【資料 2-5-5】	看護学科キャリアサポート委員会規程	
【資料 2-5-6】	看護学科キャリアサポート年間スケジュール	
【資料 2-5-7】	学生進路希望調査用紙	
【資料 2-5-8】	就活マニュアル	
【資料 2-5-9】	リハビリテーション学科キャリアサポート委員会規程	
【資料 2-5-10】	平成 27 年度子ども教育学部講義概要 (p.3)	
【資料 2-5-11】	平成 27 年度子ども教育学部講義概要 (pp.19-20)	
【資料 2-5-12】	平成 27 年度子ども教育学部講義概要 (p.86)	
【資料 2-5-13】	平成 27 年度子ども教育学部講義概要 (pp.57-58)	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	学生授業評価アンケート調査 (様式)	
【資料 2-6-2】	平成 27 年度看護学科臨地実習要綱	【資料 2-5-2】 参照
【資料 2-6-3】	学生の学修行動等把握のためのアンケート調査 集計結果	
【資料 2-6-4】	平成 27 年度国家試験対策実施計画	【資料 2-5-4】 参照
【資料 2-6-5】	子ども教育学科学生アンケート結果	【資料 2-3-11】 参照
【資料 2-6-6】	学生調書 (様式)	【資料 2-3-12】 参照
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	宇品キャンパス学生手帳 (pp.34-35)	【資料 2-3-3】 参照
【資料 2-7-2】	西風新都キャンパス学生手帳 (p.60)	【資料 2-4-5】 参照
【資料 2-7-3】	宇品キャンパス学生手帳 (p.27)	【資料 2-3-3】 参照
【資料 2-7-4】	西風新都キャンパス学生手帳 (p.54)	【資料 2-4-5】 参照
【資料 2-7-5】	平成 28 年度入学案内 (p.35)	
【資料 2-7-6】	広島都市学園大学保護者の会規約	

【資料 2-7-7】	各学科学生委員会規程集	
【資料 2-7-8】	宇品キャンパス学生手帳 (pp.36-39)	【資料 2-3-3】 参照
【資料 2-7-9】	西風新都キャンパス学生手帳 (pp.61-65)	【資料 2-4-5】 参照
【資料 2-7-10】	宇品キャンパス学生手帳 (pp.27-28)	【資料 2-3-3】 参照
【資料 2-7-11】	西風新都キャンパス学生手帳 (p.55)	【資料 2-4-5】 参照
【資料 2-7-12】	看護学科感染対策委員会規程	
【資料 2-7-13】	宇品キャンパス学生手帳 (p.31)	【資料 2-3-3】 参照
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	教育職員選考規則	
【資料 2-8-2】	教育職員選考規則取扱内規	
【資料 2-8-3】	広島都市学園大学教育職員昇任及び採用の審査に係る運用に関する申し合わせ	
【資料 2-8-4】	教員個人評価基準	
【資料 2-8-5】	教員個人評価実施基準	
【資料 2-8-6】	広島都市学園大学雑誌「健康科学と人間形成」創刊号	
【資料 2-8-7】	科研費応募申請件数の推移	
【資料 2-8-8】	FD 推進委員会規程	
【資料 2-8-9】	平成 26 年度授業評価に対する教員のコメントのまとめ (抜粋)	
【資料 2-8-10】	平成 26 年度 FD 講演会及び研修会の開催概要	
【資料 2-8-11】	平成 27 年度 FD 推進委員会事業計画	
【資料 2-8-12】	広島都市学園大学健康科学部設置認可申請書の「設置の趣旨等を記載した書類」(pp.17-18)	【資料 1-2-2】 参照
【資料 2-8-13】	広島都市学園大学健康科学部設置認可届出書の「設置の趣旨等を記載した書類」(p.15)	【資料 1-2-3】 参照
【資料 2-8-14】	広島都市学園大学子ども教育学部設置認可申請書の「設置の趣旨等を記載した書類」(p.37)	【資料 1-2-4】 参照
【資料 2-8-15】	平成 27 年度学生便覧 3つのポリシー (pp.4-7)	【資料 1-3-9】 参照
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	平成 28 年度入学案内 (pp.37-38)	【資料 2-7-5】 参照
【資料 2-9-2】	平成 28 年度入学案内 (pp.37-38)	【資料 2-7-5】 参照
【資料 2-9-3】	附属図書館運営委員会規程	
【資料 2-9-4】	附属図書館中長期計画	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人古沢学園寄附行為	
【資料 3-1-2】	平成 27 年度学生便覧 建学の精神 (p.1)	【資料 1-3-2】 参照
【資料 3-1-3】	学校法人古沢学園寄附行為	【資料 3-1-1】 参照
【資料 3-1-4】	大学部長会規程	
【資料 3-1-5】	エネルギー等の適正利用に関する行動指針	
【資料 3-1-6】	人権問題委員会規程	
【資料 3-1-7】	ハラスメントガイドライン	
【資料 3-1-8】	学校法人古沢学園セクシャルハラスメントの防止等に関する規則	
【資料 3-1-9】	学校法人古沢学園危機管理規程	
【資料 3-1-10】	学校法人古沢学園個人情報保護基本方針	
【資料 3-1-11】	学校法人古沢学園個人情報の保護に関する規則	
【資料 3-1-12】	学校法人古沢学園個人情報保護に係る安全対策実施手順	
【資料 3-1-13】	情報セキュリティガイドライン	
【資料 3-1-14】	大学ホームページ；教育情報の公表 (http://www.hcu.ac.jp/guide/kohyo.html)	
【資料 3-1-15】	大学ホームページ；財務情報の公表 (http://www.hcu.ac.jp/guide/zaimu.html)	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人古沢学園寄附行為	【資料 3-1-1】 参照
【資料 3-2-2】	大学部長会規程	【資料 3-1-4】 参照
【資料 3-2-3】	学校法人古沢学園寄附行為	【資料 3-1-1】 参照
【資料 3-2-4】	平成 26 年度理事会 開催状況・役員出席一覧表	【資料 F-10】
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	大学部長会規程	【資料 3-1-4】 参照
【資料 3-3-2】	教授会規程	
【資料 3-3-3】	各種全学委員会規程集	
【資料 3-3-4】	各学科委員会規程集	
【資料 3-3-5】	大学部長会規程	【資料 3-1-4】 参照
【資料 3-3-6】	教授会規程	【資料 3-3-2】 参照
【資料 3-3-7】	副学長任用規程	
【資料 3-3-8】	大学運営組織図	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	大学部長会規程	【資料 3-1-4】 参照
【資料 3-4-2】	大学運営組織図	

【資料 3-4-3】	学校法人古沢学園寄附行為	【資料 3-1-1】 参照
【資料 3-4-4】	平成 26 年度理事会 開催状況・役員出席一覧表	【資料 F-10】
【資料 3-4-5】	平成 26 年度理事会 開催状況・役員出席一覧表	【資料 F-10】
【資料 3-4-6】	大学部長会規程	【資料 3-1-4】 参照
【資料 3-4-7】	教授会規程	【資料 3-3-2】 参照
【資料 3-4-8】	入学試験委員会規程	
【資料 3-4-9】	自己点検運営委員会規程	
【資料 3-4-10】	平成 26 年度大学部長会議事次第	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学園組織図	
【資料 3-5-2】	初任者オリエンテーションスケジュール	
【資料 3-5-3】	新任教員ハンドブック	
【資料 3-5-4】	SD 研修会資料	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	予算（決算）書類	
【資料 3-6-2】	科研費応募申請件数の推移	【資料 2-8-7】 参照
【資料 3-6-3】	地域子育て支援拠点事業補助金交付決定通知書（広島市）	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人古沢学園経理規定	
【資料 3-7-2】	平成 26 年度会計監査実施スケジュール	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	平成 27 年度学生便覧（学則 p.11）	【資料 1-1-1】 参照
【資料 4-1-2】	広島都市学園大学自己点検及び評価に関する規程	
【資料 4-1-3】	広島都市学園大学自己点検及び評価に関する規程集	
【資料 4-1-4】	平成 25 年度自己点検報告書	
【資料 4-1-5】	平成 26 年度自己点検・評価実施スケジュール	
【資料 4-1-6】	広島都市学園大学自己点検及び評価に関する規程集	
【資料 4-1-7】	平成 25 年度自己点検報告書	
【資料 4-1-8】	平成 26 年度自己点検・評価実施スケジュール	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	自己点検・評価の実施手順	
【資料 4-2-2】	平成 26 年度自己点検・評価 役割分担表	
【資料 4-2-3】	大学ホームページ 自己点検評価 (http://www.hcu.ac.jp/sitemap/files/jikotenken25.pdf)	
【資料 4-2-4】	平成 25 年度自己点検報告書	

4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	広島都市学園大学 自己点検・評価の流れ	
基準 A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献		
基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 大学が持っている知的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	平成 27 年度学生便覧 広島都市学園大学の使命・目的 (p.3)	【資料 1-3-2】 参照
【資料 A-1-2】	平成 28 年度入学案内 (p.5)	
【資料 A-1-3】	平成 27 年度学校基本調査回答	
【資料 A-1-4】	こどもケアセンターの目的	
【資料 A-1-5】	「ひろしま人間教育センター」主催 教育講演会 パンフレット	
【資料 A-1-6】	卒業生の就職先一覧	
【資料 A-1-7】	平成 27 年度学校基本調査回答	【資料 A-1-3】 参照
【資料 A-1-8】	平成 27 年度学生便覧 学則 (p.11)	【資料 1-1-1】 参照
【資料 A-1-9】	エイズ啓発キャンペーン実施録	
【資料 A-1-10】	こどもケアセンター運営委員会年次活動計画	
【資料 A-1-11】	こどもケアセンター運営実績	
A-2. 大学と地域社会との連携関係		
【資料 A-2-1】	宇品カレッジ講座内容	
【資料 A-2-2】	公開講座内容 HP	
【資料 A-2-3】	宇品かがやきフェスティバル開催実績	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。